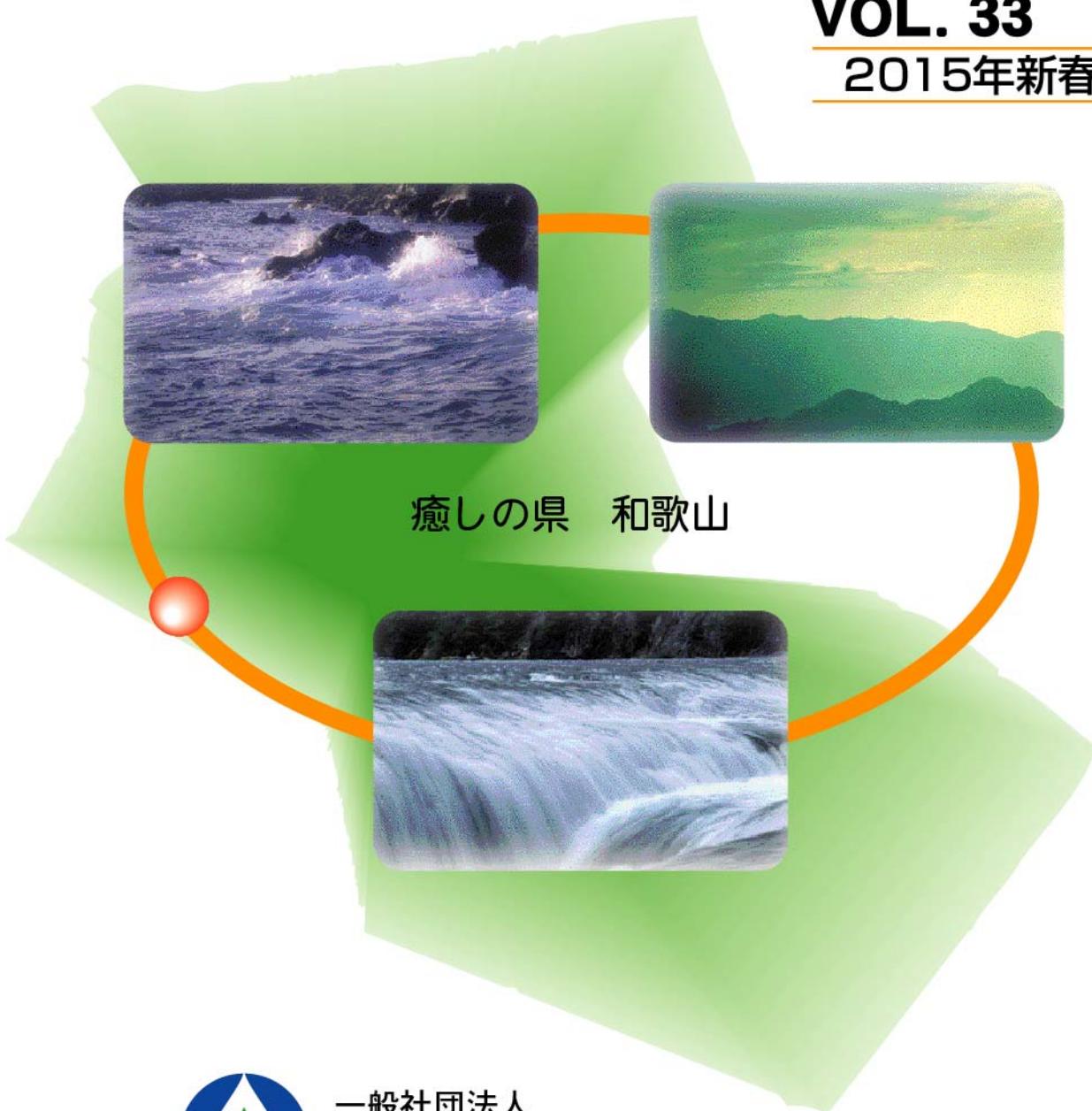


わかやま さんぱい

VOL. 33

2015年新春号



一般社団法人

和歌山県産業廃棄物協会



2015 紀の国 わがやま 国体

第70回国民体育大会 跳動と歓喜、そして絆
開幕式 22年 9月26日(土) × 30日(火)

2015 紀の国わがやま大会

第15回全国障害者スポーツ大会 跳動と歓喜、そして絆

当協会は、紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会の大会協力企業です。

目 次

1 ごあいさつ	
① 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会会長	武田 全弘2
② 和歌山県知事	仁坂 吉伸3
③ 和歌山市長	尾花 正啓4
④ 和歌山県警察本部生活安全部生活環境課長	崎山 譲5
2 行政ニュース	
① P C B 廃棄物の適正処理について6
② フロン類が充填された第一種特定製品を引き取る時の留意事項について31
3 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会理事会	
平成26年度第2回・第3回理事会36
4 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会活動	
① 行政懇話会37
② 安全衛生活動事業38
③ 収集運搬部会40
④ 建設廃棄物部会42
⑤ 不法投棄防止海上パトロール43
⑥ 第18回親睦ゴルフコンペ44
⑦ 災害廃棄物処理研修会45
⑧ 青年部会活動46
5 公益社団法人全国産業廃棄物連合会関係	
① 会議報告49
② 全国産業廃棄物連合会政治連盟49
③ 全国正会員事務局責任者会議50
④ 近畿地域協議会50
⑤ 第13回産業廃棄物と環境を考える全国大会51
6 事務局だより・情報コーナー	
① 「仁坂吉伸氏を囲む夕べ」～和歌山県政を語る会～の開催52
② 産業廃棄物の許可申請に関する講習会の開催53
③ 許可期限のお知らせ54
④ 会員ニュース55
⑤ 会員情報56
⑥ 協会への入会のおすすめ57
⑦ 全産連和歌山県地区政治連盟へ加入のお願い58
⑧ 「ヒヤリ・ハット」体験事例の募集について59
7 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の平成26年主要事業・行事61
8 編集後記63

2015.1

新年のごあいさつ



一般社団法人 和歌山県産業廃棄物協会

会長 武田全弘

会員各位には、輝かしい新年を迎えたこととお慶び申し上げます。

さて、任期満了に伴う知事選挙に際しましては、清掃連合会と共に「仁坂知事を囲む夕べ」を開催しましたところ、大勢の会員各位・従業員の皆様方のご参集を得て、今後の県政に取り組む仁坂知事の熱い思いを直接お聞きし、3期目を託す決意をもって推薦させていただきました。結果、県民の総意を得て見事3選を果たされました。信頼できるリーダーの再任に大いに期待し、我々も県勢浮揚のため努力し、知事を支えてまいりたいと思いを新たにしております。

現在、12月2日に公示された第47回衆議院議員選挙戦の真っ只中であります。我々業界にはまだまだ景気の上向きを肌に感じられない現状ではありますが、協会が推薦した候補者の活躍に期待致したいと思います。

去る10月14日には、我々業界の長年の念願でありました「産業・資源循環議員連盟」が設立されました。業界には多くの課題が山積しており、産業廃棄物処理業者が地域住民の信頼を得ながら、適正処理を確保することは重要であり、社会的ニーズを果たしていくためには、到底我々業界の努力のみでは完遂できず、議員連盟加盟の衆議院・参議院議員の皆様方の絶大なご協力が不可欠であり、廃棄物処理法のもと、制度的、財政的施策についても幅広く検討いただき、「業法制定」の実現にご努力いただかなければならることは言うまでもありません。機会あるごとにお願いしておりますが、この趣旨を各位が御理解いただき、政治連盟に全会員がご参加いただきますようお願いいたします。

昨年5月に和歌山県は、大規模災害発災時、災害廃棄物をより迅速に適正に処理することを目的に、県職員災害廃棄物処理支援要員を指名され、初動体制が構築されました。これに伴い、和歌山県と当協会が締結している大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定に基づき、新たに結成された県職員支援要員と我々協会会員が支援チームを編成し、災害廃棄物処理に取り組むこととなりました。

この初動体制構築に対応するため、平成26年11月18日に、和歌山県循環型社会推進課鳴神課長を講師にお迎えして、災害廃棄物処理研修会を開催し、平成23年に那智勝浦町と日高川町の災害廃棄物処理に従事していただいた会員から、処理実態について体験を発表していただきました。今後も継続してこの研修会を開催いたしますので、是非全会員企業が参加していただき、初動体制を強化してまいりますのでご理解をお願いいたします。

本年も労働災害のない職場作りにご努力いただき、各位のご健勝とご繁栄を祈念して年頭のあいさつといたします。

2015.1

新年のごあいさつ



和歌山県知事 仁坂吉伸

あけましておめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。

一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の武田会長をはじめ、役員、会員の皆さんには、平素より本県廃棄物行政の推進にご協力を賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、去る11月30日の知事選挙におきまして、多くの県民の皆さんからご支持を頂き、引き続き県政の舵取りをさせて頂くこととなりました。私がこれまで、県民の皆さんのご支援、ご協力を頂きながら、職員と一丸となって進めてまいりました政策に対し多くのご支持を頂きましたことは、本当にありがとうございました、身の引き締まる思いです。

平成18年の知事就任以来、和歌山を元気にするために懸命に取り組んでまいりましたが、この間には、紀伊半島大水害という極めて甚大な惨禍にも見舞われました。その災害廃棄物処理にあたっては、貴協会の皆さんの大変なご尽力があり、日本中から‘奇跡’と賞讃される早期の復旧を果たしたところですが、残念ながら多くの尊い命が失われましたことは痛恨の極みです。

こうした教訓を活かし、防災対策について今後、地震津波、風水害などあらゆる災害から県民の命を守るための対策に取り組んでまいります。特に、概ね10年ですべての住民が津波から避難できるよう取り組むべき対策をまとめた「津波から『逃げ切る!』支援対策プログラム」を着実に実施してまいります。

また、就任当時には遅れていた道路ネットワーク整備も目に見えて進んでおります。これまで、産業活動に不可欠な「チャンスの道」となり、大規模災害に備える「命の道」となり得る高速道路や主要な幹線道路の整備を重点的に進めた結果、紀伊半島一周高速道路や幹線道路のネットワーク化の実現によるやくめどが立ってきました。

産業の振興につきましては、可能性を秘めながらチャンスを活かしきれない中小企業の新分野・新事業への参入、販路開拓などを支援するとともに、私自身も国内外を飛び回り、農林水産物の販路開拓や観光客の誘致にも積極的に取り組んでまいりました。

さらに、県民の皆さんに安心して暮らしていただくための医療提供体制の充実や少子高齢化対策、都市の再生や過疎地域の活性化、教育の振興など、様々な制度の充実に努めてきたところです。

しかし、和歌山県の現状は、まだまだ安心できるものではありません。インフラの整備も途上であり、経済の脆弱性も払拭したとは言えません。一年一年、確実に進む人口の減少や少子・高齢化に対する施策を更に充実させること、来るべき大地震に備えることなど、急がなければならない対策、様々な課題が山積しています。

今後、このような課題に対して、果敢に挑戦し、大きな花を咲かせるようにしたいと考えています。

そして、いよいよ本年開催の「紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会」では、県民総参加で夢と感動を共有できる大会とするとともに、国体での男女総合優勝を目指します。加えて、来県される方々に県内で気持ちよく過ごしていただくための「おもてなし」運動にもより一層取り組んでいきます。

引き続き、創意工夫の政策で和歌山を盛り上げ、全身全霊をかけて和歌山県の発展のために取り組んでまいりますので、貴協会会員の皆さんのご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、貴協会のますますのご発展、ご活躍、並びに会員皆さんのご健勝を祈念申し上げ、新年のごあいさつとさせていただきます。

2015.1

新年のごあいさつ



和歌山市長 尾 花 正 啓

新年あけましておめでとうございます。

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の皆様には、日頃より、廃棄物行政の推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。また、会報の発行、各種講習会の開催等による会員への情報提供など、積極的な活動を展開されていることに感謝を申し上げます。

さて、私は、昨年の市長選挙におきまして、市民の皆様からご支持をいただき、和歌山市長の重責を担うことになりました。和歌山市の舵取りを担える栄誉と喜びを感じるとともに、改めてその職責の重さに身の引き締まる思いであり、元気和歌山市を実現するため強い決意をもって市政運営に取り組んでまいります。

現在の日本経済は、経済政策の効果が現れる中で、景気回復の兆しが見え始め、国においては、成長戦略の中で、景気回復の効果を全国へ波及させるため、地域の活性化・地方重視の積極的な展開を一つの柱として掲げています。このような流れをうまく活用することで、地域の発展につなげていきたいと考えています。

また、今年は、いよいよ紀の国わかやま国体、紀の国わかやま大会が開催されます。県内外から大勢の来訪者が見込まれ、本市の魅力をアピールする絶好の機会となります。また、大阪と和歌山を結ぶ第二阪和国道や京奈和自動車道、和歌山市内の道路などの整備も進んでいます。これらのチャンスを逃すことなく積極的にスピード感をもったタイムリーな施策を実施してまいります。

新年度の予算編成におきましては、元気な和歌山市を創るため、「産業を元気に」、「街を元気に」、「人を元気に」の3つの約束の実現に向けて、施策を立案、そして年次計画を策定し、重点事業として着実に推進してまいります。また、本年度は、「国体開催時のおもてなし」など国体を成功させるための施策を重点事業の柱とし、和歌山市のすばらしさをアピールしてまいりますので、ともにご尽力いただきますようお願い申し上げます。

現在、和歌山市は、待ったなしの様々な課題に直面しています。特に、少子高齢化の進行や人口減少は、地域経済の縮小、地域コミュニティの担い手不足、中心市街地の空洞化による賑わいの喪失など、まちの活力を低下させています。和歌山市を再生し、賑わいや活力のある「元気和歌山市」実現するため全身全霊で取り組んでまいりますので、皆様のご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と、本年が会員皆様にとりまして、更なる飛躍の年となるよう祈念しまして年頭のご挨拶とさせていただきます。

2015.1

新年のごあいさつ



和歌山県警察本部生活安全部

生活環境課長 崎 山 謙

新年、明けましておめでとうございます。

一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の皆様方には、ご家族共々、すがすがしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

貴協会におかれましては、日頃から、産業廃棄物の適正処理の推進に努めていただくとともに、関係機関と連携して不法投棄防止巡回パトロールや廃棄物の撤去活動等の地域社会の環境保全活動に積極的に取り組んでいただいており、このことに心から感謝と敬意を表する次第であります。

さて、最近の環境事犯情勢につきましては、昨年上半期における不法投棄等の廃棄物事犯は、全国では2,501件を検挙しており、前年同期に比べて180件減少しているものの、産業廃棄物収集運搬業者による大規模な不法投棄等、悪質なものも少なくありません。

本県におきましては、昨年10月末現在、40件の廃棄物事犯を検挙しており、減少傾向にあった前年同期より更に5件減少しているところですが、依然として高水準で推移している状況にあり、今後も、廃棄物処分費用の削減等の理由から、悪質・巧妙な事犯の発生が懸念されるところであります。

環境犯罪は、一度発生すれば周辺環境にも甚大な影響を及ぼすとともに、県民の生活や健康に多大の被害が及ぶおそれがあるところから、未然防止はもちろん、早期把握、早期措置による被害の拡大防止が極めて重要であります。

県警察といたしましては、和歌山の豊かな自然活動を保全し、県民生活の安全・安心を守るために、関係機関と連携を図りながら、県民の健康に重大な被害を及ぼす事犯、著しく環境を破壊する事犯、暴力団が関与する事犯、行政指導を無視して行われる事犯等の悪質な事犯に重点を指向した取締りを推進するとともに、効果的な広報・啓発活動を積極的に推進してまいります。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展、ご活動と会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

2 行政ニュース

2-① PCB廃棄物の適正処理について

高圧トランス及び高圧コンデンサをはじめとしたポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理については、平成16年より、日本環境安全事業株式会社（JESCO）で始まり、国をはじめ自治体、事業者が協力をして順次処理が行われています。

しかしながら、当初予定していた平成27年度までに処理を完了させることが困難な状況となったため、国は、PCB廃棄物処理基本計画を変更し、和歌山県内のPCBを含有する高濃度の電気機器（トランス、コンデンサ及び安定器）については、平成33年度までに処理を完了するなどの方針を示しました。

和歌山県では、県民の生活環境を保全するため、1日でも早くPCBの処理が進むよう、現在、PCB特別措置法に基づき、届出があった機器についてはできるだけ早期に処理するよう促すとともに、今後、未処理のPCB使用製品及びPCB廃棄物の掘り起こし調査を行うなど、適正処理の推進に取り組んでまいります。

つきましては、産業廃棄物処理業者の皆様にあっては、トランス、コンデンサ及び安定器などのPCBを含有する可能性がある廃棄物を取り扱う際には、PCBの有無を確認のうえ、収集運搬及び処分を行うようお願いします。

なお、PCBを含有することが判明した場合は、排出事業者にその旨連絡するとともに、県庁又は最寄りの県立保健所にお知らせ下さい。

PCBを含む電気機器（トランス、コンデンサ及び安定器など）を使用又は保管しているときは、PCB特別措置法に基づく届出が必要です。

事業所の電気室、キューピクル、倉庫などを点検して下さい。届出がされていない場合は、直ちに届出を行うとともに、適正に保管、処理する必要があります。



～PCB（ポリ塩化ビフェニル）とは～

PCBは耐熱性、絶縁性や非水溶性などの特性により、トランス、コンデンサ及び安定器などの電気機器の絶縁油や感圧紙、塗料、印刷インキの溶剤などに幅広く利用されていましたが、昭和43年にカネミ油症事件が発生するなど、その毒性が社会問題化したことから、昭和47年以降、PCBの製造は行われていません。

こうした状況の中、平成13年6月にPCB廃棄物適正処理推進特別措置法が制定され、PCB廃棄物を保管している事業者は、その保管状況等について、毎年度、県に届出することが義務付けられるとともに、処理にあたっては自ら処分するか、または、許可業者に処分を委託しなければならないことになっています。

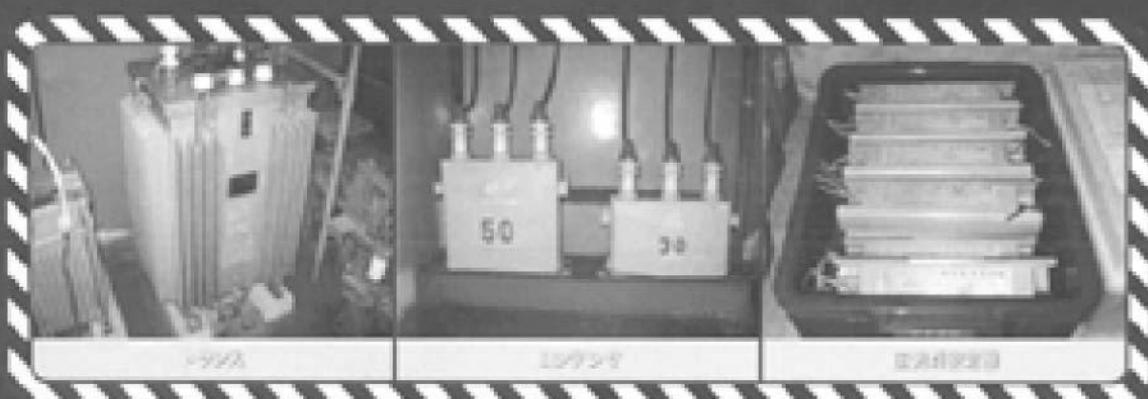
PCB廃棄物の届出・報告に関するお問い合わせは

和歌山県循環型社会推進課 産業廃棄物班（073-441-2692）

解体する建物に トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器が 残っていませんか!



- トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器等には
有害物質であるPCB^①が含まれているかもしれません!
(^①ポリクロロビフェニル)
- PCB含有の有無を確認せずに、PCBが含まれているトランス、
コンデンサを廃棄・リサイクルすると違法になります。



環境省

トランスやコンデンサ等の廃電気機器には有害性物質である
PCB(ポリ塩化ビフェニル)を含む絶縁油が封入されているおそれがあります。
PCBが含まれている場合、知らずに鉄くずや廃油として
売買・処分しても違法となり、処罰の対象となる場合があります。
PCBが含まれている廃電気機器・廃油は普通の産業廃棄物とは異なり、
厳重に管理・処分しなければならない「特別管理産業廃棄物」となります。



「トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器等」の廃電気機器の扱いについて



所有者の方へ



解体工事業者の方へ

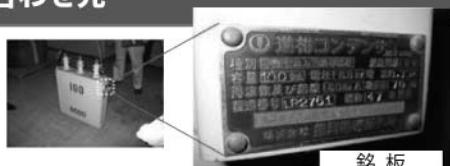
まず、廃電気機器に
PCBが含まれているか否かの
調査をしてください。

PCBが含まれている廃電気機器を
許可なく引き取ることは違法です。

PCB廃棄物の調査方法、問い合わせ先

■絶縁油にPCBを使用した電気機器(高濃度PCB廃棄物)

電気機器に取り付けられている「銘板」に記載されている型式、製造年月をもとに、各電気機器のメーカー又は一般社団法人日本電機工業会(JEMA)に問い合わせください。これらの問い合わせ先は下記URLを参照してください。



銘板

http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb pcb_hanbetsu.html

また蛍光灯安定器のPCB含有の有無についてはメーカー又は一般社団法人 日本照明工業会にお問い合わせください。

<http://www.jlma.or.jp/anzen/pcb.htm>



■微量のPCBが混入した絶縁油に汚染された電気機器(微量PCB汚染廃電気機器等)

銘板に記載されている情報からでは判別ができません。少量の絶縁油を採取し、PCB分析を行い、PCBが含まれているか否かの判別を行う必要があります。

●詳細は下記に問い合わせてください。

産業廃棄物適正処理推進センター(PCB担当) 03-5297-5651 <http://www.sanpainer.or.jp/>
[(公財)産業廃棄物処理事業振興財団 内]

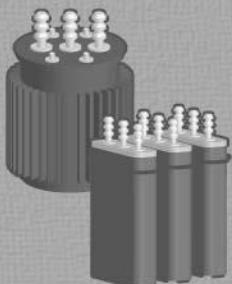
電気室やキューピタルなどを 念のため確認してください!!

その中に有害物質である**PCB***を含有している
変圧器(トランス)やコンデンサーがあるかもしれません。

*ポリ塩化ビフェニル



確認の際には
電気主任技術者の指示に従い
事故等に注意してください。



PCBを含有している 電気機器が見つかった場合、 すぐに届出を出してください。

罰則対象となりますので、届出を確実に実施してください。



環境省 経済産業省



電気機器を使用しているときの届出

使用している変圧器(トランス)、コンデンサー等に PCBが含有していることが判明した場合

設置場所を管轄する経済産業省産業保安監督部長に「使用届」を提出することが必要です。

※各地方の経済産業省産業保安監督部については下記のURLを参照してください。

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/links/kantokubu.html

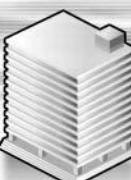
なお、PCBを含有している使用中の変圧器(トランス)・コンデンサー等の設備を売買したときは、譲り渡した者は「廃止届」を、譲り受けた者は「使用届」を経済産業省産業保安監督部長に提出することが必要です。

売買による
譲渡の場合

廃止届

譲渡された場合

使用届



経済産業省
産業保安監督部長

※また、PCB含有の有無については(一社)日本電機工業会ホームページを参照してください。

http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html



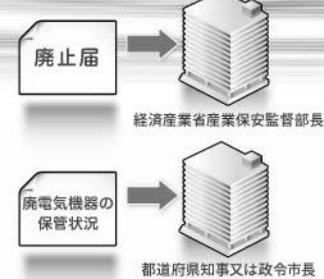
電気機器の使用を廃止したときの届出

PCBを含有している変圧器(トランス)、コンデンサー等の 使用を廃止した場合

下記の2ヵ所への届出が必要です。

- 設置場所を管轄する経済産業省産業保安監督部長に「廃止届」を提出することが必要です。
- 設置場所を管轄する都道府県知事又は政令市長に、廃止した後の保管状況を届け出ることが必要です。

※届出する都道府県、政令市の担当部署は下記URLのパンフレットを参照してください。



<http://www.env.go.jp/recycle/poly/pcb-pamph/full2.pdf>

なお、PCBを含有している変圧器(トランス)・コンデンサー等の使用を廃止して廃棄物になったものの譲り渡し、譲り受けは禁止されています。

届出の対象となる電気工作物

変圧器(トランス)	電力用コンデンサー	計器用変成器	リアクトル
放電コイル	電圧調整器	整流器	開閉器
遮断器	中性点抵抗器	避雷器	OFケーブル

PCB廃棄物についての問い合わせは下記でも受け付けています。

産業廃棄物適正処理推進センター(PCB担当) 03-5297-5651 <http://www.sanpainet.or.jp/>
(公財)産業廃棄物処理事業振興財団 内)

H25.8 (P2)

環廃産発第 14091618 号
平成 26 年 9 月 16 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

ポリ塩化ビフェニルが使用された廃安定器の分解又は解体について（通知）

産業廃棄物処理行政の推進については、日頃より御尽力いただいているところである。さて、今般、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）が使用された安定器が廃棄物となったもの（以下「PCB 使用廃安定器」という。）の分解又は解体による PCB の汚染状況等を調査し、その結果を別添のとおり取りまとめたところであるが、当該調査により、PCB 使用廃安定器については、PCB が封入されているコンデンサ以外の部位にも PCB による汚染が生じていることが明らかとなった。

については、PCB 使用廃安定器の適正な処理に当たっては、以下の点に留意するよう、保管事業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に対する周知、指導をよろしくお願ひする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 コンデンサ充填材固定型安定器の分解又は解体について

コンデンサ充填材固定型安定器については、高濃度の PCB が封入されているコンデンサ部分のみならず、充填材をはじめとするそれ以外の部分にも高濃度の PCB による汚染が確認されている。また、分解又は解体作業において、コンデンサ本体を傷付けること又は切断時の振動や充填材削り取り時の外力を加えることで、当該コンデンサの形状及び性状を変化させることにより、高濃度の PCB の漏出又は揮散を生じるおそれがある。さらに、分解又は解体作業は、高濃度の PCB が封入されるコンデンサとそれ以外の部分に分け、後者を高濃度の PCB 廃棄物ではないものとして取り扱うことを目的としているが、上記のとおり、後者については依然として高濃度の PCB に汚染されている可能性が

ある。このような作業は、高濃度の PCB 廃棄物を規制の外で流通させ、PCB 汚染を拡大させる蓋然性が高いことから、分解又は解体作業は認めるべきではないこと。

2 コンデンサ外付け型安定器の分解・解体について

コンデンサ外付け型安定器については、コンデンサ充填材固定型安定器とは異なり、高濃度の PCB を封入したコンデンサ以外の部分についての PCB 汚染は概ね 5,000mg/kg 以下の低濃度であると考えられるものの、コンデンサが腐食、膨張するなど形状及び性状に変化が生じている場合は、コンデンサ以外の部分も高濃度の PCB による汚染が確認されている。したがって、分解又は解体作業を行っても、コンデンサ以外の部分が PCB 汚染物であることに変わりはなく、当該作業は、コンデンサ充填材固定型安定器と同様に、PCB 汚染を拡大させる蓋然性が高いことから、原則、認めるべきではないこと。

ただし、コンデンサの形状及び性状に変化が生じていない場合において、次に定める要件を遵守し、安定器から外付けのコンデンサを取り外すことができる場合であって、かつ、高濃度の PCB を封入したコンデンサと、その PCB に汚染された可能性があるものの PCB 濃度は低濃度であると考えられるコンデンサ以外の部分に分解又は解体できる場合は、この限りではないこと。

(1) 分解又は解体作業の内容

- コンデンサに漏えいや油にじみがなく、当該コンデンサの形状及び性状に変化が生じていないことをあらかじめ確認すること。
- コンデンサに封入された高濃度の PCB 及びその PCB が付着・含浸したコンデンサ以外の部材が飛散・流出・揮散しないよう、安全に安定器の金属バンド又はケースを取り外し、リード線切断によりコンデンサを取り出すこと。
- 取り出したコンデンサは高濃度の PCB を含む廃棄物として適正な処理を行うこと。
- コンデンサ以外の部材については、PCB 含有量を測定し、PCB 濃度に応じて適正な処理を行うこと。

なお、分析試料の代表性の確保については、JIS K0060-1992「産業廃棄物のサンプリング方法」に準じること。

(2) 生活環境保全上の支障を防止するための措置

- 作業による生活環境保全上の支障が生ずるおそれのないように、コンデンサに封入された高濃度の PCB 及びその PCB が付着・含浸したコンデンサ以外の部材が飛散し、流出し、及び地下に浸透しないよう、必要な措置（床面を不浸透性の材料で覆う、オイルパンを設置する、局所排気装置（活性炭吸着装置付き等）を設置する等）を講ずること。

なお、万一、高濃度の PCB が漏れた場合には、速やかにウエス等で拭き取り、専用の保管容器に収納すること。

- PCB 等が人体に触れないよう耐油性ゴム手袋、保護マスク、保護メガネ等適当な保護具を着用すること。

(別添)

PCB が使用された廃安定器の分解又は解体について

昭和 47 年ごろまでに製造された安定器については、高濃度の PCB を封入したコンデンサを力率改善用として使用したものがある。これは、一般家庭用の蛍光灯器具の安定器を除き、事務所等の蛍光灯器具、道路用トンネルの低圧ナトリウム灯器具に内蔵されて、また、道路照明や工場・体育館等の高天井に使用される水銀灯器具の付属安定器として使用されていた。

これらの高濃度の PCB が使用された安定器が廃棄物となったもの（以下「PCB 使用廃安定器」という。）については、コンデンサ以外の部位にも PCB による汚染が報告されており、環境への影響が懸念されていることから、その性状や取扱いの留意点について検討を行った。

既存文献や、これまでに環境事業団、日本環境安全事業株式会社及び環境省が行った廃安定器の分解又は解体に関する PCB 汚染状況の調査結果を踏まえると、安定器の構造から、その分解又は解体方式は、コンデンサ充填材固定型安定器に係るものと、コンデンサ外付け型安定器に係るものに分類され、それぞれ以下のとおりの結論を得た。

コンデンサ充填材固定型安定器については、高濃度の PCB が封入されているコンデンサ部分のみならず、分解又は解体後の充填材をはじめとするコンデンサ以外の部分についても高濃度の PCB に汚染されているものが多く、分解又は解体作業は、高濃度の PCB の漏出、揮散に加え、PCB 廃棄物を規制の外で流通させ、PCB 汚染が広がる蓋然性が高いと考えられることから、認めるべきではない。

コンデンサ外付け型安定器については、コンデンサ充填材固定型安定器とは異なりコンデンサ以外の部分の PCB 汚染は概ね 5,000mg/kg 以下の低濃度であると考えられるものの、コンデンサの形状及び性状に変化が生じている場合には、コンデンサ以外の部分も高濃度の PCB による汚染が確認されている。

したがって、分別又は解体作業を行っても、コンデンサ以外の部分が PCB 汚染物であることに変わりはないことから、コンデンサ充填材固定型安定器と同様に、分解又は解体作業は原則認めるべきではない。

ただし、コンデンサの形状及び性状に変化が生じていない場合において、一定の要件を遵守し、安定器から外付けのコンデンサを取り外すことができる場合であって、かつ、高濃度の PCB を封入したコンデンサと、その PCB に汚染された可能性があるものの、PCB 濃度は低濃度であると考えられるコンデンサ以外の部分に分解又は解体できる場合は、この限りではない。

1. PCB 使用廃安定器の種類と性状

(1) 安定器の構造と種類

安定器は、コイル、鉄心、コンデンサ等で構成され、多くの場合、それらの機器を固定するために、容器内の間隙をアスファルト又は樹脂で充填している。蛍光灯用安定器の概略の構造を図-1に示す。

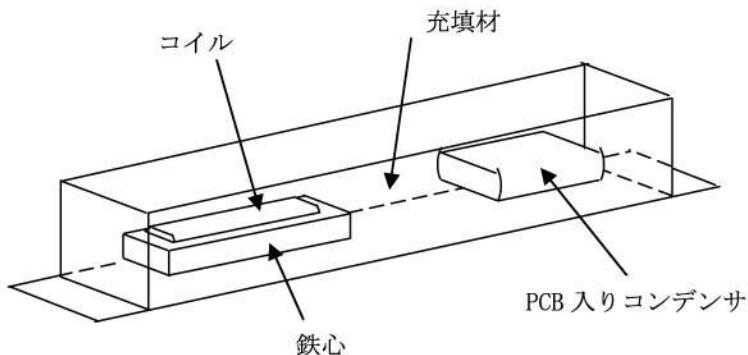
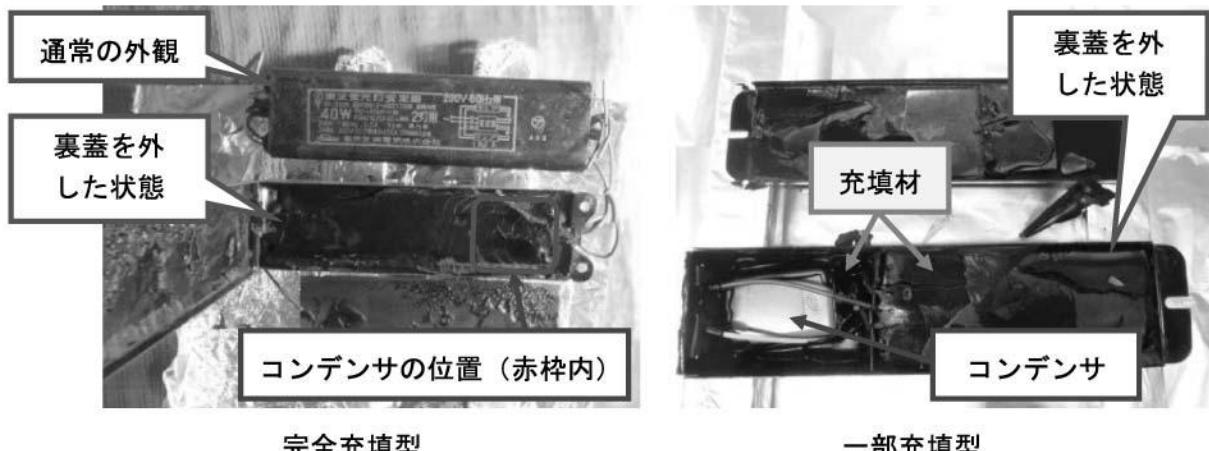


図-1 蛍光灯用安定器の概略構造（例）

安定器はその形状により以下のとおり分類される。

① コンデンサ充填材固定型安定器

コンデンサが鉄心・コイルとともに充填材により固定されている安定器で、コンデンサが完全に充填材で覆われている完全充填型とコンデンサの一部が露出している一部充填型がある。充填材にはアスファルト又は樹脂の2種類がある。

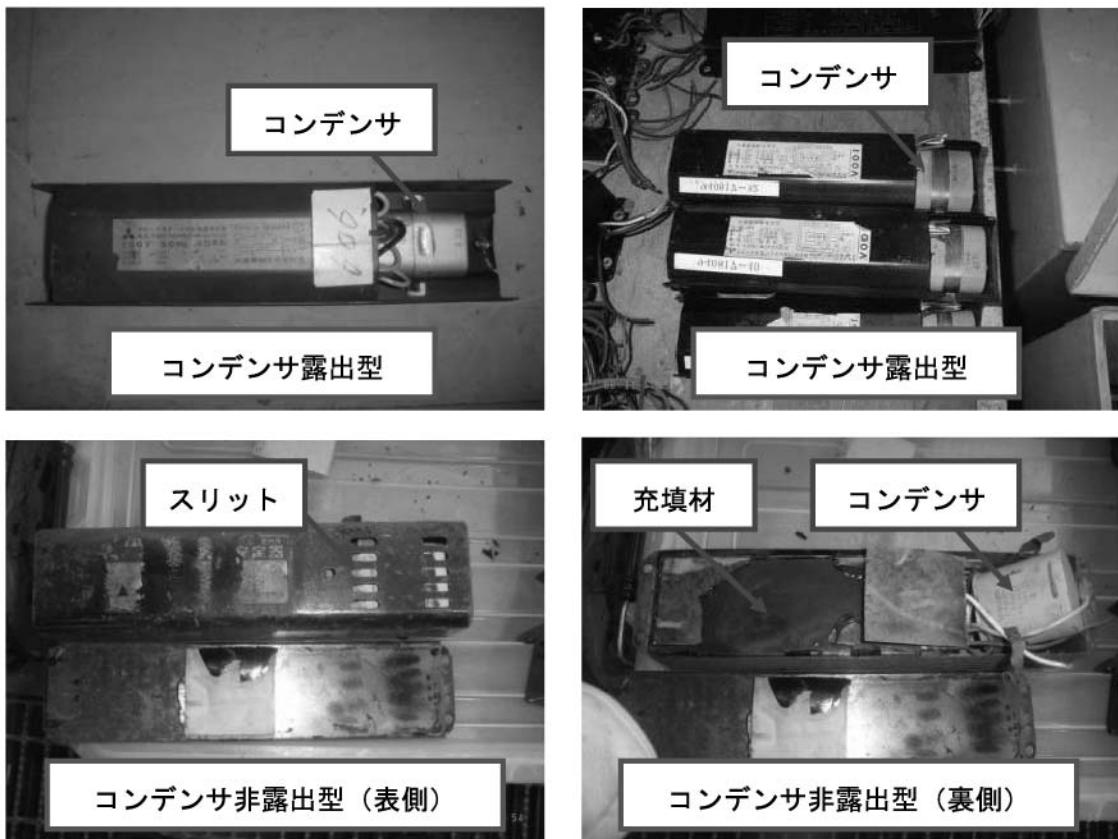


コンデンサ充填材固定型安定器の例

② コンデンサ外付け型安定器

コンデンサが充填材により固定されていない安定器で、コンデンサ部分が、ケースで覆われていないコンデンサ露出型とスリット付き本体ケースを使用したコンデンサ非露出型がある。コンデンサ以外の鉄心・コイル部は充填材で固

定されており、使用している充填材にはアスファルト又は樹脂の2種類がある。



コンデンサ外付け型安定器の例

(2) 廃安定器の数量

PCB特別措置法第8条に基づき、保管事業者により届出された平成24年3月31日現在の安定器の数量は、約600万個となっている。

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が平成25年度に保管事業者支援業務として安定器保管事業場17事業場（安定器約5万個）に対して実施した分別調査実績によると、コンデンサ充填材固定型安定器が90%以上、コンデンサ外付け型安定器が10%以下の構成になると推定される。

また、使用している充填材の種類別の割合は、日本環境安全事業株式会社ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員会技術部会報告書「東京事業所における安定器処理の方針について」（平成24年3月）によれば、コンデンサ充填材固定型安定器とコンデンサ外付け型安定器の合計数量に対し、アスファルト充填材が約70%、樹脂充填材が約30%の構成になると推定されている。

2. PCB使用廃安定器の分解又は解体方法

廃安定器については、高濃度のPCBが封入されているコンデンサを取り除き、それ以外の部分をPCB廃棄物でないものとして取り扱うことを目的とし、分解又は解体を行って本来の安定器とは異なる形状で保管されている場合がある。

これまでの調査等により確認されている又は想定される廃安定器の分解又は解体方法は次の通り整理される。

(1) ディスクソー、バンドソー等による安定器の切断

コンデンサ充填材固定型安定器のコンデンサを含む部位と鉄心・コイルを含む部位の間をディスクソー、バンドソー等により切断し、コンデンサを含む部位のみを保管している場合がある。



ディスクソーの例



バンドソーの例



切断された廃安定器の保管例（1）



廃安定器の切断面



切断された廃安定器の保管例（2）



切断された廃安定器の保管例（3）

(2) 工具等による安定器充填材中からのコンデンサの剥き取り

コンデンサ充填材固定型安定器の場合、安定器ケースを取り外した後、コンデンサを固定している充填材をドライバー等の工具により剥いてコンデンサを取り出

し、コンデンサのみを保管している場合がある。

充填材を剥いて取り出したコンデンサには、変形している事例、破損・漏洩等を目止め材で補修した事例や油状の液体が多量に付着している事例が散見される。



変形した剥き身コンデンサ（1）



変形した剥き身コンデンサ（2）



補修した剥き身コンデンサ（1）



補修した剥き身コンデンサ（2）



油状の液体が多量に付着した剥き身コンデンサ

（3）金属バンドの外し・リード線の切断によるコンデンサの取外し

コンデンサ外付け型安定器の場合、コンデンサを固定している金属バンドを外し、リード線を切断することによりコンデンサを取り外し、コンデンサのみを保管している場合がある。スリット付きケースの場合はドライバー等の工具により裏蓋を外

してコンデンサを取り出す。



コンデンサ外付け型安定器



コンデンサ取り外し作業中



コンデンサ取り外し作業終了



スリット付きケースの場合

3. 廃安定器の分解又は解体に関する PCB 汚染状況

これまでの調査等により得られている廃安定器分解又は解体に関する PCB 汚染の実態等を以下に示す。

(1) 環境事業団（日本環境安全事業株式会社の前身）が平成 14 年 8 月に安定器無害化処理技術保有企業に対してヒアリングを実施し得られた安定器の汚染事例

処理技術保有企業名	汚染の状況
A 社	充填材、鉄心の PCB 濃度が測定個数 10 個全てにおいて基準以上であった。 <ul style="list-style-type: none">・樹脂 : 3.3~450 mg/kg・アスファルト : 240~2300 mg/kg・鉄心 : 0.23~6.8 mg/kg

処理技術保有企業名	汚染の状況
B社	充填材（タール、樹脂）の汚染に関する試験を実施し、以下の結果を得た。 ・樹脂：37 mg/kg、74 mg/kg ・アスファルト：4200 mg/kg (サンプル数3個)
C社	・樹脂：1500ppm ・アスファルト：10000ppm、64ppm ・ケース：2 μg/100cm ² (アスファルトのサンプル数は2個、樹脂とケースのサンプル数は各1個)

注記：平成14年9月開催の環境事業団の技術部会資料より作成

(2) 「保管 PCB 廃棄物の PCBs およびダイオキシン類」(環境化学、Vol. 14、501-518 (2002) 、野馬他) で報告された安定器部材の汚染事例

安定器の種類	部材	汚染の状況
蛍光灯用安定器	アスファルト系充填材 (2サンプル)	4.2 mg/kg 27000 mg/kg
	樹脂系充填材 (3サンプル)	0.12 mg/kg 6400 mg/kg 9900 mg/kg
	ケース (1サンプル)	940 μg/100cm ²
	鉄心 (1サンプル)	150 μg/100cm ²
	ナトリウム灯用安定器	充填材 (1サンプル)
		0.051 mg/kg

注記：「保管 PCB 廃棄物の PCBs およびダイオキシン類」(環境化学、Vol. 14、501-518 (2002) 、野馬他)) より作成

(3) 日本環境安全事業株式会社が平成20年度に実施した安定器の汚染実態調査で得られた汚染事例 (日本環境安全事業株式会社による平成20年度調査結果)

① 調査対象及び調査項目

- a. コンデンサを含む部分が取り除かれた廃安定器
 - ・ケース表面の PCB 濃度
 - ・充填材の PCB 濃度
- b. 廃安定器から取り出されたコンデンサ (剥き身コンデンサ)
 - ・コンデンサ表面の PCB 濃度

- ・コンデンサ付着充填材の PCB 濃度

② 調査対象事業場の選定

これまで実施した安定器調査（注記）における目視確認結果から、安定器切断による汚染状況の調査が可能な事業場が 2 事業場あることが判明し、これらを調査対象事業場として選定した。

- a. コンデンサ充填材固定型安定器を切断したもの（コンデンサ側）及び剥き身コンデンサ保管事業場 2 事業場

注記：安定器の PCB/非 PCB 台数比率及び 1 台あたりの重量を把握することを目的に、平成 20 年度、PCB 特措法届出データ（平成 17 年 3 月末現在）に基づき JESCO 事業区域ごとに保管数量が多い事業所を抽出し、全国 400 事業所に対して電話調査を行うとともに、その結果 PCB/非 PCB の分別仕分けを実施していないため詳細確認が必要な 46 事業所を訪問して保管状況の確認を行った調査。

③ 試料採取方法

- a. 表面拭き取り試験試料の採取

ヘキサン含浸脱脂綿をピンセットでつかみ、拭き取り試験対象の表面を拭き取り、ガラス瓶に収納した、その際、コンタミ（もらい汚染）防止のため、新たな試料採取ごとに新しい保護手袋や使用工具に取り替えた。

- b. 充填材部材採取試験試料の採取

切断後の廃安定器の場合切断面の充填材から、剥き身コンデンサの場合コンデンサに付着した充填材から、ドライバー等の工具で充填材を掻き取り採取した。

④ 分析方法

- a. 表面拭き取り試験試料分析方法

厚生省告示告 192 号別表第三の第二（拭き取り試験法）に準じて GC/ECD 法で分析、得られた結果を拭き取り面積で換算。

- b. 充填材部材採取試験試料分析方法

厚生省告示告 192 号別表第二（廃油）に準じて高分解能 GC-MS 法で分析。

⑤ 分析対象及び検体数

分析対象	数量	サンプリング箇所	分析検体数
コンデンサ充填材固定型廃安定器を切断したもの（コンデンサ側）	86 個	廃安定器の外側を覆うケースの表面	86
		内部部材（アスファルト充填材）	42
		内部部材（樹脂充填材）	4
廃安定器から取り出されたコンデンサ	17 個	コンデンサの表面	18

合計	103 個		150
----	-------	--	-----

⑥ 分析結果

サンプリング箇所	分析結果
廃安定器の外側を覆うケースの表面	4～48000 $\mu\text{g}/100\text{cm}^2$
コンデンサの表面	5～101000 $\mu\text{g}/100\text{cm}^2$
内部部材（充填材）	67～55000 mg/kg

【分析値範囲別検体数分布】

分析値範囲 (*1)	10 未満	10 以上 100 未満	100 以上 1000 未満	1000 以上 5000 未満	5000 以上 10000 未満	10000 以上 100000 未満	100000 以上	計
安定器外側ケ ース表面	7	34	29	12	1	3	—	86
コンデンサ表 面	2	11	3	1	—	—	1	18
内部部材（アス ファルト充填 材）	—	1	16	10	4	11	—	42
内部部材（樹脂 充填材）	—			1	3	—	—	4

(*1) 単位は、安定器外側ケース表面及びコンデンサ表面は $\mu\text{g}/100\text{cm}^2$ 、内部部材（充填材）は mg/kg

(4) 日本環境安全事業株式会社が平成 23 年度に実施した安定器の汚染実態調査で得られた汚染事例（日本環境安全事業株式会社による平成 23 年度調査結果）

① 調査対象及び調査項目

- a. 廃安定器から取り出されたコンデンサ（剥き身コンデンサ）
 - ・コンデンサ表面の PCB 濃度
 - ・コンデンサ付着充填材の PCB 濃度
- b. コンデンサ充填材固定型廃安定器
 - ・ケース表面の PCB 濃度
 - ・充填材の PCB 濃度
- c. コンデンサ外付け型廃安定器
 - ・ケース表面の PCB 濃度
 - ・コンデンサ表面の PCB 濃度

② 調査対象事業場の選定

JESCO の搬入荷姿登録情報及び JESCO 事業所営業が保有している情報（1809 事業場）から、調査対象となる剥き身コンデンサを保管している事業場 37 事業場について、充填材の付着程度が多く、保管数量も多い 9 事業場を抽出し、電話等により調査協力依頼をした結果、最終的に調査の了解が得られた 6 事業場を選定した。

同様に、調査対象となるコンデンサ充填材固定型廃安定器を保管している事業場 54 事業場について、調査対象となった剥き身コンデンサ保管事業場に近く、保管数量が多い 7 事業場を抽出し、調査依頼をした結果、最終的に調査の了解が得られた 6 事業者を選定した。

また、調査対象となるコンデンサ外付け型廃安定器を保管している事業場 44 事業場について、調査対象となった剥き身コンデンサ保管事業場に近く、保管数量が多い 9 事業場を抽出し、調査依頼をした結果、最終的に調査の了解が得られた 6 事業者を選定した。

- a. 剥き身コンデンサ保管事業場 6 事業場
- b. コンデンサ充填材固定型廃安定器保管事業場 6 事業場
- c. コンデンサ外付け型廃安定器保管事業場 6 事業場

③ 試料採取方法

a. 表面拭き取り試験試料の採取

ヘキサン含浸脱脂綿をピンセットでつかみ、拭き取り試験対象の表面を拭き取り、ガラス瓶に収納した、その際、コンタミ（もらい汚染）防止のため、新たな試料採取ごとに新しい保護手袋や使用工具に取り替えた。

b. 充填材部材採取試験試料の採取

廃安定器の場合本体ケースを解体し露出した充填材から、切断後の廃安定器の場合切断面の充填材から、剥き身コンデンサの場合コンデンサに付着した充填材から、ドライバー等の工具で充填材を搔き取り採取した。

④ 分析方法

高感度の高分解能 GC-MS（高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計）で分析を行った。

なお、公定法では、拭き取り試験法及び部材採取試験法は GC-ECD（電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ）による分析であることから、一部の試料については GC-ECD での分析を行い、GC-MS 分析値との比較検討を行った。

⑤ 分析対象及び検体数

サンプリング箇所	分析対象	分析検体数
廃安定器の外側を覆う ケースの表面	コンデンサ外付け型安定器	47
	コンデンサ充填材固定型安定器	22
	コンデンサ充填材固定型安定器を切断したも の（コンデンサ側）	10
廃安定器から取り出さ れたコンデンサの表面	コンデンサ外付け型安定器	46
	コンデンサ充填材固定型安定器	27
	外付け型・充填材固定型不明	29
内部部材（アスファルト 充填材）	コンデンサ外付け型安定器	2
	コンデンサ充填材固定型安定器	92
	コンデンサ充填材固定型安定器を切断したも の（コンデンサ側）	10
	廃安定器から取り出されたコンデンサ	1
内部部材（樹脂充填材）	コンデンサ外付け型安定器	9
	コンデンサ充填材固定型安定器	15
合計		310

⑥ 分析結果

サンプリング箇所	分析結果
廃安定器の外側を覆うケースの表面	0.1 未満～1400 $\mu\text{g}/100\text{cm}^2$
コンデンサの表面	0.1 未満～180000 $\mu\text{g}/100\text{cm}^2$
内部部材（アスファルト充填材）	0.5 未満～81000 mg/kg
内部部材（樹脂充填材）	0.01 未満～5900 mg/kg

【廃安定器の外側を覆うケースの表面：分析値範囲別検体数分布】

分析値 範囲 ($\mu\text{g}/100\text{cm}^2$)	0.1 未満	0.1 以上 1 未満	1 以上 10 未満	10 以上 100 未満	100 以上 1000 未満	1000 以上 5000 未満	5000 以上 10000 未満	10000 以上	計
コンデンサ 外付け型安 定器	8	20	8	8	2	1	—	—	47
コンデンサ 充填材固定 型安定器	10	2	12	—	—	—	—	—	24
コンデンサ 充填材固定 型安定器を 切断したも の（コンデ ンサ側）	—	—	—	2	8	—	—	—	10

【廃安定器から取り出されたコンデンサの表面：分析値範囲別検体数分布】

分析値 範囲 ($\mu\text{g}/100\text{cm}^2$)	0.1 未満	0.1 以上 1 未満	1 以上 10 未満	10 以上 100 未満	100 以上 1000 未満	1000 以上 5000 未満	5000 以上 10000 未満	10000 以上	計
コンデンサ 外付け型安 定器	1	4	10	20	5	3	—	3	46
コンデンサ 充填材固定 型安定器	—	—	—	5	12	7	1	2	27
外付け型・ 充填材固定 型不明	1	2	—	14	5	7	—	—	29

【内部部材（アスファルト充填材）：分析値範囲別検体数分布】

分析値 範囲 (mg/kg)	0.5 未満	0.5 以上 1 未満	1 以上 10 未満	10 以上 100 未満	100 以上 1000 未満	1000 以上 5000 未満	5000 以上 10000 未満	10000 以上	計
コンデンサ 外付け型安 定器	—	—	—	2	—	—	—	—	2
コンデンサ 充填材固定 型安定器	6	8	32	27	11	6	1	1	92
コンデンサ 充填材固定 型安定器を 切断したも の（コンデ ンサ側）	—	—	—	—	—	—	—	10	10
廃安定器か ら取り出さ れたコンデ ンサ	—	—	—	—	—	—	—	1	1

【内部部材（樹脂充填材）：分析値範囲別検体数分布】

分析値 範囲 (mg/kg)	0.01 未満	0.01 以上 0.1 未満	0.11 以上 0.5 未満	0.5 以上 1 未満	1 以上 10 未満	10 以上 100 未満	100 以上 1000 未満	1000 以上 5000 未満	5000 以上 10000 未満	10000 以上	計
コンデンサ 外付け型安 定器	4	3	1	—	1	—	—	—	—	—	9
コンデンサ 充填材固定 型安定器	—	—	5	1	1	7	—	—	1	—	15

(5) 環境省が平成 25 年度に実施した安定器の汚染実態調査で得られた汚染事例（環境省による平成 25 年度調査結果）

① 調査対象及び調査項目

- a. コンデンサ充填材固定型廃安定器から取り出された剥き身コンデンサ（充填材が付着しているもの）
 - ・コンデンサ付着充填材又は絶縁紙の PCB 濃度
- b. コンデンサ外付け型廃安定器（コンデンサを取り外していないもの）
 - ・充填材の PCB 濃度

② 調査対象事業場の選定

JESCO の搬入荷姿登録情報及び JESCO 事業所営業が保有している情報（2189 事業場）から、調査対象となる剥き身コンデンサを保管している事業場 37 事業場について、充填材の付着程度が多く、保管数量も多い 11 事業場を抽出し、電話等により調査協力依頼をした結果、最終的に調査の了解が得られた 8 事業場を選定した。

同様に、調査対象となるコンデンサ外付け型廃安定器を保管している事業場 44 事業場について、保管数量が多い 5 事業場を抽出し、調査依頼をした結果、最終的に調査の了解が得られた 4 事業者を選定した。

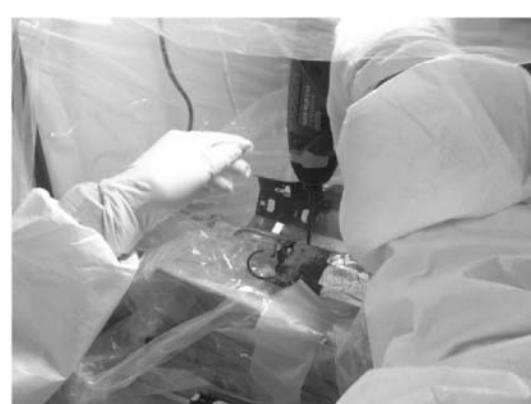
- a. 剥き身コンデンサ保管事業場 8 事業場
- b. コンデンサ外付け型廃安定器保管事業場 4 事業場

③ 試料採取方法

- a. 剥き身コンデンサ付着充填材等の採取
コンデンサに付着した充填材又は絶縁紙を削ぎ取り採取した。
- b. コンデンサ外付け型廃安定器充填材の採取
コンデンサを取り外し、本体ケースを取り外して露出した充填材から、ドライバー等の工具で充填材を搔き取り採取した。



剥き身コンデンサ付着充填材の採取



コンデンサ外付け型廃安定器充填材の採取

なお、環境・安全対策として、局所排気装置付きのグリーンボックス内で、作業者は保護具を着用して行うとともに、採取作業時のコンタミ(もらい汚染)防止のため、新たな試料採取ごとに新しい保護手袋や使用工具に取り替えた。

④ 分析方法

a. アスファルト充填材

溶剤溶解-GC/ECD 法 (前処理: 厚告 192 号別表第二に準拠)

b. 樹脂充填材及び紙 (剥き身コンデンサ付着絶縁紙)

低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法 1. 紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類 (合成樹脂くず、合成ゴムくず等) (含有量試験)

⑤ 分析対象及び検体数

分析対象	サンプリング箇所	分析検体数
コンデンサ充填材固定型廃 安定器から取り出されたコ ンデンサ	付着アスファルト充填材	99
	付着樹脂充填材	5
	付着紙	4
コンデンサ外付け型安定器	内部部材 (樹脂充填材)	55
合計		163

⑥ 分析結果

分析対象	サンプリング箇所	分析結果
コンデンサ充填材固定型廃 安定器から取り出されたコ ンデンサ	付着アスファルト充填材	3500~360000 mg/kg
	付着樹脂充填材	20~21000 mg/kg
	付着紙	5000~180000 mg/kg
コンデンサ外付け型安定器	内部部材 (樹脂充填材)	0.11 未満~49 mg/kg

【コンデンサ充填材固定型廃安定器から取り出されたコンデンサに付着した
アスファルト充填材、樹脂充填材及び紙: 分析値範囲別検体数分布】

分析値 範囲 (mg/kg)	0.1 超 0.5 以下	0.5 超 1 以下	1 超 10 以下	10 超 100 以下	100 超 1,000 以下	1000 超 5000 以下	5000 超 10000 以下	10000 超 100000 以下	100000 超 1000000 以下	計
アスファルト	—	—	—	—	—	1	6	43	49	99
樹脂	—	—	—	2	—	2	—	1	—	5
紙	—	—	—	—	—	1	1	1	1	4

【コンデンサ外付け型安定器の樹脂充填材: 分析値範囲別検体数分布】

分析値 範囲 (mg/kg)	0.1 超 0.5 以下	0.5 超 1 以下	1 超 10 以下	10 超 100 以下	100 超 1,000 以下	1000 超 5000 以下	5000 超 10000 以下	10000 超 100000 以下	100000 超 1000000 以下	計
樹脂	6	3	39	7	—	—	—	—	—	55

(6) 廃安定器の分解又は解体による PCB 汚染状況に関する考察

これまでの調査結果から、廃安定器の分解又は解体による PCB 汚染状況をまとめると以下のとおりである。

① コンデンサ充填材固定型安定器の汚染状況について

- コンデンサ充填材固定型安定器については、分解又は解体前においても、コンデンサ以外の本体ケース表面、内部充填材等で PCB 汚染が確認されている。本体ケース表面の PCB 濃度は 0.1 未満～ $10 \mu\text{g}/100\text{cm}^2$ であり、内部充填材の PCB 濃度はアスファルト及び樹脂ともに 5000mg/kg を超えるものがあった。

これは、前出の「保管 PCB 廃棄物の PCBs およびダイオキシン類」(環境化学、Vol. 14、501-518 (2002)、野馬他)においても指摘されているが、蛍光灯使用によるコンデンサの劣化により当該コンデンサの形状及び性状に変化が生じ、高濃度の PCB が漏出又は揮散し、充填材中に拡がった可能性があるものと考えられる。

- コンデンサ充填材固定型安定器を切断したもの（コンデンサ側）の本体ケース表面の PCB 濃度は $4\sim48000 \mu\text{g}/100\text{cm}^2$ であり、分解又は解体前に比較して高い濃度であった。

また、アスファルト充填材の PCB 濃度は 65～81000 mg/kg であり、分解又は解体前に比較して高い濃度であった。

これは、切断時の振動により、コンデンサの形状及び性状にさらに変化が生じ、高濃度の PCB の漏出又は揮散が促進された可能性があるものと考えられる。

- コンデンサ充填材固定型安定器から取り出された（剥き身）コンデンサ表面の PCB 濃度は 0.1 未満～ $180000 \mu\text{g}/100\text{cm}^2$ であった。

また、（剥き身）コンデンサに付着していた充填材の PCB 濃度は 20～ 360000mg/kg であり、特にアスファルト充填材は 90%以上が 10000 mg/kg 以上であった。

これは、切断時及び充填材の削り取り時にコンデンサに強い力が作用して当該コンデンサの形状及び性状に変化が生じ、高濃度の PCB の漏出又は揮散が促進された可能性があるものと考えられる。

【まとめ】

コンデンサ充填材固定型安定器は、分解又は解体前においても内部充填材の PCB 濃度が 5000mg/kg を超えるものがあり、分解又は解体後のケース表面や充填材は、さらに極めて高濃度の PCB 汚染を生じている。

② コンデンサ外付け型安定器の汚染状況について

- コンデンサ外付け型安定器については、分解又は解体前においても、コンデンサ以外の本体ケース表面、内部充填材等で PCB 汚染が確認されている。本体ケース表面の PCB 濃度は 0.1 未満～ $1400 \mu\text{g}/100\text{cm}^2$ であった。

これは、コンデンサ充填材固定型安定器と同様、蛍光灯使用によるコンデンサの劣化により当該コンデンサの形状及び性状に変化が生じ、高濃度の PCB が漏出又は揮散したものと考えられる。

- コンデンサ外付け型安定器から取り出された（剥き身）コンデンサ表面の PCB 濃度は 0.1 未満～ $24000 \mu\text{g}/100\text{cm}^2$ であった。

また、コンデンサ外付け型安定器のコンデンサ取り外し後の内部充填材の PCB 濃度は、アスファルト充填材は 20mg/kg 未満、樹脂充填材は 50 mg/kg 未満であった。

【まとめ】

コンデンサ外付け型安定器は、ケース表面の PCB 濃度で $1400 \mu\text{g}/100\text{cm}^2$ と低濃度 PCB 廃棄物の基準 5000mg/kg に相当する $1000 \mu\text{g}/100\text{cm}^2$ ($0.1 \mu\text{g}/100\text{cm}^2$ の 1 万倍) を超えるものが 47 個中 1 個あったが、当該安定器の外付けされたコンデンサは腐食、膨張しており、油にじみが見られたものであった。その他の安定器はコンデンサが健全であるまま取り出されたものと考えられ、ケース表面の PCB 濃度はすべて $1000 \mu\text{g}/100\text{cm}^2$ を下回っていた（中央値： $0.5 \mu\text{g}/100\text{cm}^2$ ）。また、分解又は解体後の充填材の PCB 濃度はいずれも 5000mg/kg を下回っていた。

4. 結論

（1）分解又は解体について

PCB が使用された廃安定器の分解又は解体による PCB 汚染状況から、分解又は解体作業について整理すると以下のとおりとなる。

① コンデンサ充填材固定型安定器の分解又は解体について

コンデンサ充填材固定型安定器については、高濃度の PCB が封入されているコンデンサ部分のみならず、充填材をはじめとするそれ以外の部分にも高濃度の PCB による汚染が確認されている。また、分解又は解体作業において、コンデンサ本体を傷付けること、切断時の振動や充填材削り取り時の外力を加えることで、当該コンデンサの形状及び性状を変化させることにより、高濃度の PCB

の漏出又は揮散を生じるおそれがある。さらに、分解又は解体作業は、高濃度の PCB が封入されるコンデンサとそれ以外の部分を分け、後者を高濃度の PCB 廃棄物ではないものとして取り扱うことを目的としているが、上記のとおり、後者については依然として高濃度の PCB に汚染されている可能性がある。このような作業は、PCB 廃棄物を規制の外で流通させ、PCB 汚染を拡大させる蓋然性が高いことから、分解又は解体作業は認めるべきではない。

② コンデンサ外付け型安定器の分解又は解体について

コンデンサ外付け型安定器については、コンデンサ充填材固定型安定器とは異なり、高濃度の PCB を封入したコンデンサ以外の部分についての PCB 汚染は概ね 5,000mg/kg 以下の低濃度であると考えられるものの、コンデンサが腐食、膨張するなど形状及び性状に変化が生じている場合は、コンデンサ以外の部分も高濃度の PCB による汚染が確認されている。

したがって、分解又は解体作業を行っても、コンデンサ以外の部分が PCB 汚染物であることに変わりはなく、当該作業は、コンデンサ充填剤固定型安定器と同様に、PCB 汚染を拡大させる蓋然性が高いことから、原則、認めるべきではない。

ただし、コンデンサの形状及び性状に変化が生じていない場合において、後述する要件を遵守し、安定器から外付けのコンデンサを取り外すことができる場合であって、かつ、高濃度の PCB を封入したコンデンサと、その PCB に汚染された可能性があるものの PCB 濃度は低濃度であると考えられるコンデンサ以外の部分に分解又は解体できる場合は、この限りではない。

(2) コンデンサ外付け型安定器の分解又は解体作業において満足すべき要件

コンデンサ外付け型安定器のコンデンサの形状及び性状に変化が生じていない場合における分解又は解体作業において満足すべき要件を整理すると以下のとおりとなる。

① 分解又は解体作業の内容

- コンデンサに漏えいや油にじみがなく、当該コンデンサの形状及び性状に変化が生じていないことをあらかじめ確認すること。
- コンデンサに封入された高濃度の PCB 及びその PCB が付着・含浸したコンデンサ以外の部材が飛散・流出・揮散しないよう、安全に安定器の金属バンド又はケースを取り外し、リード線切断によりコンデンサを取り出すこと。
- 取り出したコンデンサは高濃度の PCB を含む廃棄物として適正な処理を行うこと。

- コンデンサ以外の部材については、PCB 含有量を測定し、PCB 濃度に応じて適正な処理を行うこと。なお、分析試料の代表性の確保については、JIS K0060-1992「産業廃棄物のサンプリング方法」に準じること。

② 生活環境保全上の支障を防止するための措置

- 作業による生活環境保全上の支障を生ずるおそれのないように、コンデンサに封入された高濃度の PCB 及びその PCB が付着・含浸したコンデンサ以外の部材が飛散し、流出し、及び地下に浸透しないよう、必要な措置（例：床面を不浸透性の材料で覆う、オイルパンを設置する、局所排気装置（活性炭吸着装置付き等）を設置する等）を講ずること。
なお、万一、高濃度の PCB が漏れた場合には、速やかにウエス等で拭き取り、専用の保管容器に収納すること。
- PCB 等が人体に触れないよう耐油性ゴム手袋、保護マスク、保護メガネ等適当な保護具を着用すること。

2-② フロン類が充填された第一種特定製品を引き取る時の留意事項について

環境管理課

1 改正フロン類法の概要

フロン回収・破壊法が『フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律』（改正フロン類法）と改正され、平成27年4月1日から施行されます。

特に建物解体工事における第一種特定製品（業務用冷凍冷蔵空調機器）からのフロン類の漏えいの防止、フロン類の回収の取組が強化されます。以下、フロン類が充填された第一種特定製品を引き取る場合の留意事項を説明します。

第一種特定
製品例



パッケージエアコン室内機（左）室外機（

業務用冷凍庫

家電リサイクル
法 対象商品



家庭用冷蔵庫

家庭用ルームエアコン

2 建物解体工事の元請業者が産業廃棄物処理業者である場合のフロン類回収の流れ

（1）分別解体等の計画等の作成

元請業者は、建設リサイクル法に基づき分別解体等の計画等を作成します。

（2）フロン類の有無の事前確認

元請業者は、解体工事において、フロン類を含む第一種特定製品が設置されているかどうかを確認し、設置機器事前確認書（注1）を作成します。

（注1）別添1の機器設置事前確認書を参照

（3）発注者への第一種特定製品の設置の有無の説明

元請業者は、分別解体等の計画等及び設置機器事前確認書により、発注者に第一種特定製品の設置の有無（注2）を説明します。

（注2）別添2の「フロン法と建リ法の事前説明、届出スキーム」参照

（4）フロン類の回収の委託

元請業者は、発注者からフロン類の引渡しを委託された場合は、フロン類回収業者にフロン類の回収を依頼しなければなりません。フロン類が充填されたまま第一種特定製品を産業廃棄物として引き取ることはできません。

これらの回収の行程については、「フロン回収行程管理票」（注3）の作成及び授受が必要になります。

（注3）フロン回収行程管理票を参照

- 3 産業廃棄物処理業者が建物解体工事の元請業者から第一種特定製品の廃棄を委託された場合のフロン類回収の流れ

産業廃棄物処理業者が、第一種特定製品からフロン類が回収されているか否かを確認してください。

当該製品にフロン類が充填されたままの場合は、フロン類回収業者（都道府県知事登録業者）に回収を依頼し、回収されたことを確認した上でないと引き取れません。（フロン回収行程管理票の作成及び授受が必要になります。）

- 4 産業廃棄物処理業者が施主（第一種特定製品の管理者）から第一種特定製品の廃棄を委託された場合の流れ

産業廃棄物処理業者が施主から直接、第一種特定製品を産業廃棄物引き取る場合も3と同様の行為・確認が必要になります。

* 産業廃棄物処理業者が都道府県知事へのフロン類回収業の登録を行っている場合は、自らフロン類の回収を行うことができます。

なお、和歌山県内のフロン類回収業者一覧については、ホームページからご覧になれます。

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032100/flon/index.html>

お問い合わせ先 環境生活部 環境政策局 環境管理課
電話 073-441-2688

(特定解体工事発注者用)

設置機器事前確認書

(フロン回収・破壊法に規定する第一種特定製品設置に関する確認結果説明書①)

特定解体工事発注者

書面の交付年月日 年 月 日

氏名又は名称

住所 〒

特定解体工事元請業者

氏名又は名称

住所 〒

特定解体工事責任者氏名

印

電話番号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の確保に関する法律第19条の2第1項及び特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項を定める省令第2条の規定により、下記の建築物等における第一種特定製品の設置の有無について確認を行った結果について下記のとおり説明します。

記

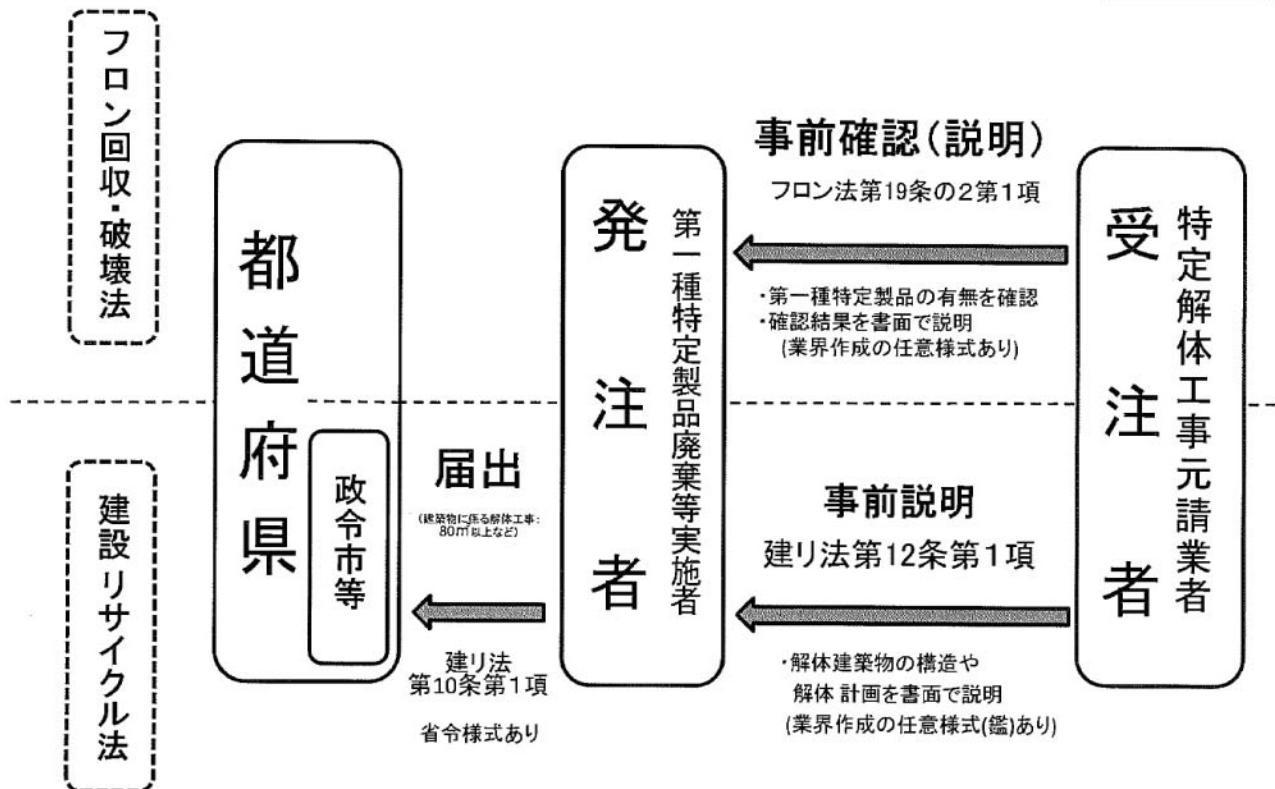
特定解体工事の名称		
特定解体工事の場所		
第一種特定製品の設置の有無		
あり		なし
「あり」の場合その種類と台数		「なし」の理由(該当するものに○印)
エアコンディショナー	冷蔵機器及び冷凍機器	① 対象機器の設置はもともとなし
台	台	② 対象機器は廃棄済みである
		③ 対象機器はフロン回収済みである
		④ 家庭用機器のみである(家電リサイクル法で処理)
		⑤ その他(具体的にその理由を明記下さい)
特定工事発注者の皆様へ		
※「あり」の場合は、都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類回収業者にフロン類の回収を依頼する必要があります。		
※フロン回収を委託する場合には、別に定める書面(委託確認書)を交付する必要があります。		
※本書の詳細調査を必要とする場合は、第一種フロン類回収業者・回収関係機関にご相談下さい。		
※委託の裏側に、設置されている機器の詳細を説明しております。		
フロン類を回収せずに放出すると、法律に基づき罰せられます。		

(下線の項目は法律・省令で定められた記載項目です。)

※様式については「フロン回収推進産業協議会（INFREP）」のホームページからダウンロードできます。（www.infrep.jp）

フロン法と建り法の事前説明 届出スキーム

別添 2



フロン回収行程管理票

別添 3

		(汎用版)		整理番号																																							
<input type="checkbox"/> 機器整備・修理				交付年月日	年 月 日																																						
(甲) 廃第一等種実特施定者製品 (又は第一種特定製品の整備の発注者)		<input type="checkbox"/> 第二種特定製品の種類 所在する施設(建物)名 所在地郵便番号 <input type="checkbox"/> (乙)の氏名又は名称 (甲)の住所 <input type="checkbox"/> 交付担当者氏名 管理責任者氏名 <small>委託確認書(回収依頼書)交付時に確認できた機器の種類及び台数</small> <input type="checkbox"/> エアコンディショナー 台 <input type="checkbox"/> 冷蔵機器及び冷凍機器 台 <small>下記の者にフロン類を引き渡します。(引き渡しする者にチェックする。運物解体が伴う場合もチェックする。)</small> <input type="checkbox"/> (乙)第一種フロン類引渡受託者 → <input type="checkbox"/> 建物の全部又は一部解体が伴う <input type="checkbox"/> (丁)第一種フロン類回収業者																																									
(乙) 引渡口一受ソ種託類者 (又は第一種特定製品の整備者)		<input type="checkbox"/> (乙)の氏名又は名称 (乙)の住所 <input type="checkbox"/> 元請業者 記入欄 <input type="checkbox"/> 交付担当者氏名 管理責任者氏名 <small>下記の者にフロン類を引き渡します。(引き渡しする者にチェックする。)</small> <input type="checkbox"/> (丙1)第一種フロン類引渡受託者→ <input type="checkbox"/> (丙1)に再委託することを承諾します。 <input type="checkbox"/> (丁)第一種フロン類回収業者 <input type="checkbox"/> (甲)の氏名 又は名称 <input type="checkbox"/> (甲)の管理 責任者氏名 印																																									
(丙1) 引渡口一受ソ種託類者 (又は第一種特定製品の整備者)		<input type="checkbox"/> (丙1)の氏名又は名称 (丙1)の住所 <input type="checkbox"/> 交付担当者氏名 管理責任者氏名 <small>下記の者にフロン類を引き渡します。(引き渡しする者にチェックする。)</small> <input type="checkbox"/> (丙2)第一種フロン類引渡受託者→ <input type="checkbox"/> (別紙「補足用」を使用して下さい。 <input type="checkbox"/> (丁)第一種フロン類回収業者																																									
(丁) 回收口一業ソ種者類 (又は第一種特定製品の整備者)		<input type="checkbox"/> 登録番号 <input type="checkbox"/> フロン類の引取を終了した年月日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 引取証明書交付年月日 年 月 日 <input type="checkbox"/> (丁)の氏名又は名称 <input type="checkbox"/> 回收技術者 氏名 <input type="checkbox"/> (丁)の住所 <input type="checkbox"/> フロン類回収業者 記入欄 <input type="checkbox"/> 担当者氏名 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 管理責任者氏名 <input type="checkbox"/> FAX																																									
回収量等		<small>下記のとおりフロン類を回収しました。</small> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">フロン類の種類 第一種 特定製品の種類</th> <th colspan="2">CFC</th> <th colspan="2">HCFC</th> <th colspan="2">HFC</th> <th colspan="2">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エアコンディショナー</td> <td>台</td> <td>kg</td> <td>台</td> <td>kg</td> <td>台</td> <td>kg</td> <td>台</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td>冷蔵機器及び冷凍機器</td> <td>台</td> <td>kg</td> <td>台</td> <td>kg</td> <td>台</td> <td>kg</td> <td>台</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>台</td> <td>kg</td> <td>台</td> <td>kg</td> <td>台</td> <td>kg</td> <td>台</td> <td>kg</td> </tr> </tbody> </table>		フロン類の種類 第一種 特定製品の種類	CFC		HCFC		HFC		計		エアコンディショナー	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	冷蔵機器及び冷凍機器	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg	計	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg				
フロン類の種類 第一種 特定製品の種類	CFC		HCFC		HFC		計																																				
エアコンディショナー	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg																																			
冷蔵機器及び冷凍機器	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg																																			
計	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg																																			
<p>1)第一種フロン類回収業者(丁)</p> <p>① E票は、回収終了後、(丁)欄と(回収量等)欄に記入し、廃棄等実施者(甲)より、直接回収依頼があった場合、引取証明書としてE票を(甲)へ交付して下さい。また、引渡受託者より回収依頼があった場合は、E票は、回収の依頼のあった引渡受託者へ交付し、E票のコピーを(甲)へ送付して下さい。</p> <p>② F票は、引取証明書(E票)の写しとして3年間保存して下さい。(ただし、再受託者が(丙2)以降の場合は、E票のコピーを引取証明書の写しとして3年間保存します。)</p> <p>③ フロン回収終了後速やかに、この書類(E票)を交付しなければなりません。※(甲)欄の交付年月日から30日(建物の全部又は一部解体を伴う場合は90日)を経過しても「引取証明書(E票)」の写しが、廃棄等実施者(甲)に届かない場合は、(甲)から都道府県知事に報告されます。</p> <p>④ E票又はE票の写しを廃棄等実施者(甲)へ交付又は送付する際は、送付及び受取等の確認をして下さい。</p> <p>⑤ 引渡受託者(丙2以降)よりフロン回収依頼があった場合は、E・F票とともにJ票が回付されます。E票の下欄に回収依頼のあった引渡受託者(丙2以降)の名称等を記入して下さい。(最後のJ票に引渡受託者の名称等が明記されています)</p>																																											
<p>丁が回収依頼を受けた引渡受託者(丙)の名称等(但し、丙が丙2以降の場合のみ)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">(丙)</td> <td colspan="2">(丙)の氏名又は名称</td> <td colspan="2">受託確認書 交付年月日</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>丁がフロン回収依頼を受けた(丙2) 以降の第一種フロン類引渡受託者</td> <td colspan="2">(丙)の住所</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">担当者氏名</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">電 話</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>										(丙)	(丙)の氏名又は名称		受託確認書 交付年月日		年 月 日				丁がフロン回収依頼を受けた(丙2) 以降の第一種フロン類引渡受託者	(丙)の住所									担当者氏名				電 話										
(丙)	(丙)の氏名又は名称		受託確認書 交付年月日		年 月 日																																						
丁がフロン回収依頼を受けた(丙2) 以降の第一種フロン類引渡受託者	(丙)の住所																																										
	担当者氏名				電 話																																						
<small>発行元：有限責任中間法人 フロン回収推進産業協議会(INFREP) www.infrep.jp</small>																																											

3 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会 理事会

一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の理事会及び常任理事会が次のとおり開催されました。

平成26年度第2回理事会

開催日：平成26年8月8日（金）

場 所：酒直ビル3F会議室

議案等：①各支部長・部会長・委員長等の委嘱と法制度委員会の設立について

②第13回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」の開催について

③会員名簿の作成について

④安全衛生活動事業計画について

⑤定款施行細則の一部変更について

⑥全産廃連第19回・第20回理事会報告

⑦災害廃棄物処理対応等に関する市町村説明会報告

⑧全産廃連第4回定期総会報告

⑨不法投棄防止巡回パトロール結果及び実施予定について

⑩第1回海上パトロール結果について

⑪クリーンアップキャンペーン結果について

⑫近畿地域協議会（7月4日 京都）報告

⑬2015紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会への協賛について

⑭産業廃棄物処理実務者研修会の開催結果について

⑮全国正会員事務局責任者会議報告

等について協議、報告がありました。



平成26年度第3回理事会及び常任理事会

開催日：平成26年11月14日（金）

場 所：酒直ビル3F会議室（常任理事会は協会会議室）

議案等：①新規正会員・賛助会員の勧誘促進について

②新入会員及び退会会員承認の件について

③法制度委員会規約及び委員並びに各種委員会等規約の承認について

④災害廃棄物処理研修会の開催について

⑤支部研修会の開催及び日程について

⑥県外視察研修会の開催について

⑦行政懇話会の開催結果について

⑧和歌山県災害廃棄物処理支援要員研修会報告

⑨許可申請講習会の開催結果について

⑩不法投棄防止巡回パトロール結果について

⑪平成26年度第1回建設廃棄物部会の開催結果について

⑫全産廃連平成26年度第1回安全衛生委員会報告

⑬近畿地域協議会（10月8日 兵庫）報告

⑭全産廃連第21回理事会報告

⑮「産業・資源循環議員連盟」発足総会報告

⑯第2回海上パトロール結果について

⑰安全衛生研修会（リスクアセスメント推進研修会）の開催結果について

⑱「仁坂吉伸氏を囲む夕べ」の開催結果について

⑲第13回産業廃棄物と環境を考える全国大会報告 ⑳職員の採用について

等について協議、報告がありました。



4 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会活動

4-① 行政懇話会

産業廃棄物業界と和歌山県、和歌山市の関係行政との意見交換会として、平成26年度の行政懇話会を8月19日、酒直ビル3階会議室において開催し、ご多忙な折にもかかわらず和歌山県循環型社会推進課から2名、廃棄物指導室から1名、和歌山市産業廃棄物から2名、一般廃棄物課から2名のご臨席を頂きました。当協会からは武田全弘会長、目良敏、井川朗の副会長、井本滋之専務理事兼事務局長が出席し、以下のテーマについて、意見交換及び当協会からの要望等を伝えました。

【懇話会のテーマ】

- (1) 災害廃棄物の処理について
- (2) 環境配慮契約の導入について
- (3) 移動式がれき類等破碎施設に係る環境省通知について
- (4) 建築物の解体時における残置物の取扱いについて
- (5) その他



4-② 安全衛生活動事業

安全衛生活動事業に取り組み、労働災害の防止及び作業環境の整備につなげるため、安全衛生活動事業の一環として次のとおり、リスクアセスメント推進研修会及び相互安全衛生パトロールを実施しました。

(1) 安全衛生研修会（リスクアセスメント推進研修会）

開催日時：平成26年10月20日（月）午後1時30分から午後4時30分

開催場所：プラザホープ3階 会議室1・2・3

講 師：一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会 安全衛生促進委員

野長瀬 宏氏、峯尾 登氏、田村 友彦氏、酒本 吉伸氏

参加者数：29名

研修内容：事業場内におけるリスク（危険性又は有害性）を事前に把握（調査・

評価：アセスメント）し、そのリスクを除去することで職場内を安全かつ快適なものにしようとするもので、リスクアセスメントの実施方法について講義を受け、実務演習を行いました。

○講義1 …… 産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントの必要性

○講義2 …… リスクアセスメントの基本と実施に向けて

○実務演習 … リスクアセスメントの体験

（廃棄物処理現場）のリスク見積り事例



(2) 相互安全衛生パトロール

平成26年11月と12月に、和歌山支部、御坊・田辺支部及び紀南支部のあわせて4事業所の中間処理施設等で実施し、労働安全の専門家であるアドバイザーから、現場施設の管理及び作業等に関する注意点等種々の指導を受けました。その中で、良かった点・検討を要する点を紹介します。

◇良かった点

- | | |
|--|---|
| ・事業所内の清掃が行き届いていました。
・事務所の鉄製の階段に滑り止めシールが貼られ、転倒防止対策がされています。
・事務所内に一般道路の注意すべき交差点等が図示され、交通安全に配慮していました。 | ・花壇に花が植えられ、快適な職場づくりがされていました。
・空き時間に重機の清掃をしており、使用設備への愛着が感じられました。
・異物混入点検者用に熱中症予防用の日傘を設置し、マスクも使用していました。 |
|--|---|

◇改善を検討して欲しい点

内 容	対 策 案
・従業員が近づいた場合、巻き込まれる危険があるベルトコンベア駆動チェーンやベルトコンベアの回転部について	・回転部には、修理時等を考慮した取外し可能なカバーの設置を検討してください。
・重機と歩行者との衝突を防止する対策について	・設置可能であれば、敷地入口から事務所間をロープなどで区画をしてください。
・フォークリフトと周辺作業者のトラブル防止について	・監督者は、フォークリフトの稼働前の稼働範囲への立入禁止措置や運転者による声掛けなど、きめ細かい目配りをしてください。
・積み上げた物の荷崩れ防止について	・“積み上げた物は崩れる”の見方で現場を観てください。安定して積み上げ、高さ制限のルールを作ってください。



4-③ 収集運搬部会

不法投棄防止巡回パトロール（高野町周辺及び田辺市周辺）

収集運搬部会では、平成26年6月19日に和歌山市内を中心に不法投棄防止の啓発横断幕やマグネット表示板を装着したダンプカー、パッカー車などで不法投棄防止巡回パトロールを実施し、不法投棄された一般廃棄物と思われる廃家電製品等の撤去を行いました。

和歌山市周辺の巡回パトロールに引き続いて、第2回目は高野町周辺、第3回目は田辺市周辺の不法投棄防止巡回パトロールを行い、回収可能な範囲で撤去作業を行いました。なお、谷が深いなどで撤去できなかったものも含め、パトロール結果を関係行政機関等に報告しました。

1 高野町周辺

(1) 実 施 日：平成26年9月4日（木）

(2) 参 加 者：21名

赤井工業(株)	2名	株式会社ヴァイオス	2名	株式会社大瀧商店	2名
株式会社紀洋	1名	小椋リビングクリーン(株)	1名	西洋環境開発(株)	1名
大栄環境(株)	2名	(有)武田造園	1名	(有)バッキーズ	1名
株式会社福西工務店	1名	株式会社吉建	1名	和歌山プレス(株)	1名
高野町役場	1名	橋本保健所	1名	産廃協会	3名

(3) 巡回コース：伊都郡高野町花坂不動尊前（集合）→大門→奥の院

→高野龍神スカイライン→護摩山スカイタワー→高野龍神スカイライン→相ノ浦地区

→高野町塵芥処理センターへ撤去物の搬入→伊都郡高野町花坂不動尊前（解散）

(4) 使用車両：2t車1台、軽トラック4台、乗用車4台 公用車2台 計11台

(5) 撤去した物：ガステーブル、蛍光灯、金属くず、木くず、缶、びん、ペットボトル

　　プラスチック容器、その他一般ごみ

(6) 撤去した量：軽トラック3台分程度

(7) 撤去場所等：高野町内高野龍神スカイライン沿い道路脇及び相ノ浦地区の道路沿い



2 田辺市周辺

(1) 実 施 日：平成26年9月25日（木）

(2) 参 加 者：24名

株清本組	5名	(有)国辰商事	1名
(有)志場商店	2名	(有)日置川清掃	2名
株吉田組	1名	和歌山県再生資源事業協同組合	1名
和歌山県資源開発協業組合	2名	(有)ワコー産業	4名
田辺市役所 環境課	2名	田辺保健所 衛生環境課	1名
産廃協会	3名		

(3) 巡回コース：【往路】

扇ヶ浜海岸駐車場（出発）→明洋交差点右折→国道42号→国道42号→県道31号→国道42号→国道311号→中辺路町北郡（収集）→国道311号→中辺路町温川（収集）→本宮町

【復路】

本宮町→本宮町皆瀬川（収集）→国道311号→国道42号→田辺市ごみ処理場（撤去廃棄物搬入）

(4) 使用車両：8tヒアブ車1台、4tコンテナ車1台、2tユニック車1台、2tダンプ車1台、軽トラック5台、乗用車5台 計14台

(5) 撤去した物：タイヤ、金庫、冷蔵庫、テレビ、金属くず、炊飯器、車のシート
木くず、缶、びん、ペットボトル、プラ容器、その他一般ごみ

(6) 撤去した量：軽トラック4台で、1360kg

(7) 撤去場所等：中辺路町北郡・中辺路町温川・本宮町皆瀬川の3か所



4-④ 建設廃棄物部会

—平成26年度建設廃棄物部会会議—

現在、京阪神地域を中心に中間処理業における再生骨材の流通が滞っているため、近畿地域協議会に再生利用促進検討会議を設置し、再生利用促進について協議を行っており、同検討委員会の委員として参加している当協会の目良副会長が現状について説明したほか、以下の内容について部会を開催しました。

日 時：平成26年9月9日（火）13時30分から

場 所：酒直ビル3階 会議室

議 題：

- (1) 移動式がれき類等破碎施設に係る環境省通知について
- (2) 建築物の解体時における残置物の取扱いについて
- (3) 再生利用促進検討会議について
- (4) 大気汚染防止法の一部改正（アスベスト飛散防止対策について）
- (5) 改正「石綿障害予防規則」について
- (6) 労働安全衛生法改正について
- (7) その他
 - ①平成26年度第2四半期セーフティネット保証第5号の指定業種解除について <経済産業省>
 - ②大型車の点検整備について（車輪脱落・火災防止）
 - ③建設リサイクル推進計画2014（概要）<国土交通省>
 - ④労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請 <厚生労働省>



4-⑤ 不法投棄防止海上パトロール

平成26年度第2回目（通算40回目）の不法投棄防止海上パトロールを実施し、海上から海岸線近くまで船で近寄り、不法投棄廃棄物の有無を確認しました。

- 日時：平成26年10月15日（水）

午前9時00分（出港）～午後2時30分（帰港）

- 参加者：5名

和歌山県循環型社会推進課	1名
和歌山県廃棄物指導室	1名
和歌山市産業廃棄物課	1名
和歌山県産業廃棄物協会	2名



- パトロールコース：

和歌山南港→大川港→矢櫃海岸（有田市）→衣奈周辺（由良町）→戸津井漁港沖合→白崎→下津港（方）→和歌山南港

- パトロールの結果：

- ・パトロールの結果、新たに不法投棄された場所は確認されなかった。
- ・加太港から大川港の海岸に漂着廃棄物と見られる廃棄物（プラ容器類・木くず）が確認できた。
- ・由良町衣奈周辺の海岸道路沿いに前回から残存する不法投棄廃棄物が確認できた。
- ・矢櫃海岸では、崖上から崖中腹にかけて前回同様若干の残存する不法投棄物が確認できた。
- ・下津港では、前回6月に実施した時と同様、廃棄物は確認されなかった。

- パトロール結果の対応：

和歌山県及び和歌山市から、関係機関に連絡・対応をお願いしました。



[矢櫃海岸の現状]



[由良町衣奈の現状]

4-⑥ 第18回親睦ゴルフコンペ

平成26年10月24日（金）に朝日ゴルフクラブ白浜コースにおいて、第18回親睦ゴルフコンペ（チャリティーコンペ：平成26年度第2回）を開催しました。

当日は天候にも恵まれ、26社41名と多くの皆様に参加していただき、盛会裏に開催することができました。

また、プレー終了後は、各賞（1位～10位、以下5位ごと、当日賞、B.B賞、ベストグロス賞）の表彰を行ないました。

平成19年5月開催の第4回から第15回まで、毎回チャリティーとして12市町村に車椅子を寄贈してきましたが、第16回ゴルフコンペから第19回ゴルフコンペまでの皆様のチャリティ一代金は2015年紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会の協賛に充てさせていただきます。

つきましては、今後も皆様のご理解をいただき、続けていきたいと考えていますので、皆様の参加をお待ちしています。

☆ 結果（敬称略）

- | | |
|---------------|---------------|
| 優勝：井本 充彦 | (有)南海産業) |
| 2位：武田 利彦 | (有)武田造園) |
| 3位：武田 勝 | (有)武田造園) |
| 4位：吉村 享 | (株)ヴァイオス) |
| 5位：山崎 正行 | (株)三進建設工業) |
| 6位：宮本 勝巳 | (株)保険工房ハートワン) |
| 7位：根田 知樹 | (株)吉建) |
| 8位：田中 正紹 | (有)タナカ工務店) |
| 9位：北尾 久 | (有)日置川清掃) |
| 10位：岡本 誠司 | (有)日置川清掃) |
| 15位：花村 保 | (有)志場商店) |
| 20位：千ノ本 茂一 | (有)千ノ本石材) |
| 25位：佐々木 義治 | (株)丸六) |
| 30位：赤井 靖 | (赤井工業株) |
| 当日賞：岡本 章吾 | (大弘建材株) |
| B.B賞：目良 知基 | (めらりサイクル株) |
| ベストグロス賞：武田 利幸 | (有)武田造園) |



4-⑦ 災害廃棄物処理研修会

異常気象による洪水や土砂災害に加えて、将来的に予想される南海トラフ巨大地震等で発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため災害廃棄物処理研修会を実施しました。

研修会では、武田会長から開会の挨拶と災害廃棄物処理の基本及び当協会の社会的使命等についての説明の後、和歌山県循環型社会推進課の鳴神課長から県の災害廃棄物対策の取組状況についてご講演をいただき、続いて平成23年に発生した紀伊半島大水害時に当協会が実施した災害廃棄物の処理支援の状況等について、当時現場で処理にあたった3名の協会会員からスライドを使った体験発表をして頂きました。

日 時：平成26年11月18日（火） 午後1時30分～午後4時00分

場 所：和歌山県勤労福祉会館プラザホープ4階 ホール

参加者数：51名

研修内容：

(1) 和歌山県の災害廃棄物対策の取組状況について

(和歌山県災害廃棄物処理計画を含む)

講師：和歌山県循環型社会推進課

課長 鳴神 賢 氏

(2) 体験発表（平成23年紀伊半島大水害について）

① (株)目良建設 目良 敏氏（本宮町・那智勝浦町）

② (有)日置川清掃 浅井 康紀氏（那智勝浦町）

③ (有)ワコ一産業 酒本 吉伸氏（日高川町）



4-⑧ 青年部会活動

○CSR2環境教育事業 in 琵琶湖

開催日：平成26年8月24日（日）

場 所：琵琶湖博物会館（滋賀県）

内 容：近畿の水瓶である琵琶湖を舞台に「琵琶湖の生態系と外来種問題について」学びを深め、環境産業に携わる私たち家族が、積極的に学ぶことで改めて自らの仕事の意義や大きさを再確認しました。また、次世代を担う子供達の参加を積極的に促すことで、私たちの「環境への想い」を引き継いでいきます。

○平成26年度第3回役員会

開催日：平成26年8月28日（木）

場 所：協会会議室

議 題：(1) WSK青年部会のCSR2プロジェクト活動報告
(2) 近畿ブロック事業のCSR2プロジェクト活動報告
(3) 全国産業廃棄物連合会青年部協議会 第9回全国大会について
(4) WSK青年部忘年会について
(5) その他

○平成26年度第4回役員会

開催日：平成26年10月23日（水）

場 所：アルティエホテル紀伊田辺1Fロビー（田辺市）

議 題：(1) 近畿ブロック スポーツ交流会について
(2) WSK青年部会忘年会及び第1回ゴルフコンペについて
(3) その他

○近畿ブロックスポーツ交流会ゴルフコンペ

開催日：平成26年11月28日（金）

場 所：関西ゴルフ倶楽部（兵庫県）

内 容：近畿ブロックの青年部会員が集まり、
スポーツ（ゴルフ）を通じて交流を深めました。

○全国産業廃棄物連合会青年部協議会第9回全国大会中部大会 in 名古屋

開催日：平成26年11月21日（金）

場 所：ウェスティン ナゴヤキャッスル（愛知県）

内 容：第1部 オープニングセレモニー

加山青年部協議会会长の開会宣言によって盛大な開会式が行われました。また、多くの来賓者を迎える、多数寄せられた祝電も披露されました。



第2部 CSR2プロジェクト表彰式並びに各都道府県ブロック発表

各企業で取り組んで頂いたプロジェクトの発表式とそれに伴った表彰式が行われました。その後、CSR2プロジェクト全9部門を各ブロックが分かれて担当しCSR活動事例のプレゼンテーションを行いました。各ブロックともいろいろな工夫がされており、真剣に環境問題を訴えるブロックや、コントなどを取り入れ楽しくわかりやすいプレゼンテーションをするブロックもありました。



○大懇親会

名古屋城が一望できるフロアで中部地方各県の名産物を堪能し盛大な盛り上がりとなりました。また、各ブロックのプレゼンテーションの表彰式が行われました。

青年部会員を募集しています！

私たちと共に、環境保全活動や研修事業などを通じて、産業廃棄物処理業界を盛り立てていきませんか？青年部会では、会員・企業・従業員・男女を問わず広く募集していますので、是非とも多くの若き獅子達の参加を期待しています。ご希望の方は協会事務局までご連絡下さい。

【TEL：073-435-5600】

目的

本部会は部会員相互の融和親睦を図り、理解を深めると共に、廃棄物の適正処理及び再資源化に関する知識と教養を高め、将来、環境ビジネス経営における幹部としての使命遂行のための人格形成、並びに経営の合理化の推進発展向上を目的としています。

活動内容

情報交換の会合や研修会、環境保全活動、他県青年部会との交流会などを行います。

会 費 1名につき年額12,000円

会 員 数 31名（平成26年11月末現在）

5 公益社団法人全国産業廃棄物連合会関係

5-① 会議報告

○平成26年度第1回安全衛生委員会

開催日：平成26年9月11日（木）

場 所：公益社団法人全国産業廃棄物連合会 会議室（東京都）

出席者：会長

議 題：（1）副委員長選任

（2）各正会員における安全衛生事業の取組に係る調査結果について

（3）平成26年度の事業計画具体化について

（4）外部主催による安全衛生表彰候補者の推薦フローについて

（5）労働安全衛生法の改正について

（6）その他

○第21回常任理事会・理事会

開催日：平成26年10月15日（水）

場 所：公益社団法人全国産業廃棄物連合会 会議室（東京都）

出席者：会長

議 題：＜決議事項＞

第1号議案 平成27年度「第14回全国大会」について

第2号議案 平成27年度全国正会員会長・理事長会議の開催について

第3号議案 安全衛生委員会委員の選任について

＜協議事項＞

（1）産廃処理業に係る税制改正要望について

（2）平成27年度事業計画案の策定にあたって

（3）次回理事会その他の日程について

（4）その他

5-② 全国産業廃棄物連合会政治連盟

○第35回理事会

開催日：平成26年7月8日（火）

場 所：公益社団法人全国産業廃棄物連合会会議室（東京都）

出席者：会長

議 題：（1）議員連盟設立準備会開催の報告及び今後の対応

（2）業法・振興策等に関する取り組み状況について

（3）代議員、理事の変更について

（4）その他

○産業・資源循環議員連盟発足総会

開催日：平成26年10月14日（月）

場 所：参議院議員会館1階101会議室

出席者：会長

○第36回理事会

開催日：平成26年10月15日（水）
場 所：公益社団全国産業廃棄物連合会会議室（東京都）
出席者：会長
議 題：(1) 議員連盟の設立に向けた動き
(2) 「タスクフォース」検討状況と今後の活動
(3) 政治連盟活動について
(4) その他

5-③ 全国正会員事務局責任者会議

開催日：平成26年8月1日（金）
場 所：アジュール竹芝 14F「天平の間」（東京都）
出席者：専務理事兼事務局長
議 題：(1) 平成26年度事業運営の概要について
①委員会及び部会運営委員会
②会長表彰規定改正
③その他
(2) 許可講習会Web申請について
(3) 低炭素社会実行計画作成について
(4) 水俣条約関係について
(5) 労働安全衛生法改正について
(6) その他、報告事項
上記の内容のことについて協議しました。

5-④ 近畿地域協議会

開催日：平成26年10月8日（水）
場 所：ホテルオークラ神戸「メイフェアの間」（兵庫県）
出席者：会長以下5名
議 題：(1) 大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議（連絡）会設置要綱について
(2) 処分料金改定の予定について
(3) 全国正会員会長・理事長会開催履歴について
(4) 平成26年度安全優良職長厚生労働大臣顕彰候補者の推薦について
(5) 再生利用促進検討会議の進捗状況及び今後の運営活動方針について
(6) 全国産業廃棄物連合会 活動報告
(7) 次回開催予定
(8) その他
上記のことについて協議しました。

5-⑤ 第13回産業廃棄物と環境を考える全国大会

平成26年11月7日（金）、ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング（岩手県）において、公益社団法人全国産業廃棄物連合会、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の産業廃棄物関係の3団体の主催により『環境再生そして循環型社会への挑戦』をテーマに開催され、鳴神賢和歌山県循環型社会推進課長及び当協会から3名が出席しました。

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会は、私たちの生活に多大な富と恩恵をもたらしました。しかし、地球の限りある資源を浪費した結果、有害廃棄物や資源の枯渇化、地球温暖化などの地球規模の環境問題を発生させてしまいました。

岩手県で開催された今回の全国大会は、大規模な不法投棄や東日本大震災を経験し、環境再生に取り組んだ10年間を振り返りながら、循環型社会の構築に向けた様々な挑戦や展望について、行政担当者、事業者、学識経験者などの各界の皆様と一緒に考えることを趣旨として開催されました。

公益社団法人全国産業廃棄物連合会の石井会長の挨拶に続いて、平成26年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰が行われ、14名が受賞されました。

引き続き、京都大学環境安全保健機構付属環境科学センター長の酒井伸一教授から「廃棄物からみた社会システム～災害廃棄物を中心に～」をテーマとする基調講演が行われ、その後、斎藤徳美岩手大学名誉教授をコーディネーターに、パネリストとして環境省から角倉一郎大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長、岩手県から津軽石昭彦環境生活部副部長、処理業界から太平洋セメント株小池敦裕大船渡工場長、一般社団法人岩手県産業廃棄物協会吉田茂専務理事の各氏によるディスカッションが開かれました。

青森・岩手県境不法投棄の事例については、当初、青森県と岩手県が別々の対応でしたが、岩手県が撤去の方針で地元自治体・住民の意向を重視した原状回復対策協議会を設置し、国の支援を得て（産廃特措法）代執行撤去を実施しました（その後、青森県も撤去することになりました）。この大規模な不法投棄に伴う原状回復には膨大な税金が必要となり、法による排出者責任には困難が伴い、また、大都市圏から過疎地へのごみの押しつけという問題点が指摘されました。また、東日本大震災に伴う災害廃棄物については、地元業者の積極的な取組や広域処理等により、現場からの廃棄物の迅速な撤去とリサイクルを重視した処理を行うことができましたが、法による災害廃棄物の位置づけや国からの支援等について幅広く意見交換されました。



6 事務局だより・情報コーナー

6-① 「仁坂吉伸氏を囲む夕べ」～和歌山県政を語る会～の開催

10月28日に、当協会及び（一社）和歌山県清掃連合会の共催による、「仁坂吉伸氏を囲む夕べ」を開催し、二期8年の間、県政を担当された仁坂知事を囲んでこの8年間の県政の歩み、更には今後の取り組みについて、知事と膝を交えて懇談する会を下記のとおり開催しました。

平日の夕刻にもかかわらず、県下から約300人の参加者のもと、知事との意見交換もあり、盛会裏に終了しました。

当協会及び清掃連合会の会員の皆様、本当にご苦労様でした。

記

開催日時：平成26年10月28日（火）午後7時から8時40分まで

開催場所：ホテルグランヴィア和歌山 6階 「ル・グラン」



6-② 産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会（新規・更新）
特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

近畿地区 平成26年度日程表

	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物管理責任者
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程	特別管理 産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理 産業廃棄物 処分課程	収集運搬課程	処分課程	
日 数	2日間	3日間 (※1)	3日間	4日間 (※2)	1日間	2日間	1日間
受講料	30,400円	48,300円	46,200円	68,000円	20,000円	25,200円	14,000円
H27年 1月					大阪：28	兵庫： 22～23	大阪：27 滋賀：28
2月	兵庫：3～4 京都：24～25 和歌山： 24～25		大阪： 18～20		兵庫：5★ 和歌山：26		
3月	大阪：18～19	京都：3～6			大阪：10★ 兵庫：12 京都：19		大阪：3 兵庫：13 京都：20

注 ※1 処分課程に収集運搬課程を追加して受講される場合、講習期間は4日間となります。

※2 特管処分課程に特管収集運搬課程を追加して受講される場合、講習期間は5日間となります。

★印は追加開催です。

☆受講申込等についての問合先☆

一般社団法人滋賀県産業廃棄物協会	077-521-2550
公益社団法人京都府産業廃棄物協会	075-694-3402
公益社団法人大阪府産業廃棄物協会	06-6943-4016
一般社団法人兵庫県産業廃棄物協会	078-371-3177
一般社団法人奈良県産業廃棄物協会	0744-33-8800
一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会	073-435-5600

6-③ 許可期限のお知らせ

許可の有効期限にご注意!!

産業廃棄物処理業の許可の 更新時期にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は、更新手続きをしないと許可の効力を失います。

このようなことにならないように、許可証の有効期限がいつになっているか、常に注意しておきましょう。

許可証は、常に目の届く場所に掲げましょう。

○当協会では、会員企業等へ許可期限満了日のおおむね6ヶ月前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了のおおむね3ヶ月前に更新の手続きについてお知らせしております。

他府県等で許可を取得している方には、お知らせしませんので、特に細心の注意をお願いします。

○更新許可申請は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の更新許可申請（又は新規許可申請）に関する講習会を受講していないと申請書は受理してもらえません。

○許可期限満了日の3ヶ月前から申請が受理されますので、更新許可の申請をするためには、許可期限の6ヶ月前くらいまでに講習会の受講を済ませておくことをお勧めします。
許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなければならない場合もあり、時間的にも、経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

○講習会修了証の有効期限は、講習会終了の日から起算して、新規許可講習会修了証は5年間、更新許可講習会修了証は2年間です。

（都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ許可申請先に確認してください。）

なお、和歌山県での講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話等でお問い合わせください。
(ホームページでも、講習会日程を確認できます。)

一般社団法人 和歌山県産業廃棄物協会

TEL 073-435-5600

FAX 073-424-5553

URL <http://wakayama.sanpai.com>

6-④ 会員ニュース

- K - 株式会社 明光

所在地 和歌山県海南市下津町下津3080番地の1
代表者 代表取締役社長 総田 さよ志
創業 昭和48年4月

H P <http://www.k-meikou.co.jp/>

<< 基本理念 >>

弊社は、社会がどのように変化しようと21世紀に向けて良好な生活環境を次世代に引き継いでいくことを真情とし、廃棄物業及び運送業並びに建設業に携わる者として、ひとりひとりが意識を変え発想を変えリサイクル等により循環利用率を高め、適切な処理の推進について、社員一丸となって自主的及び積極的に環境保全活動に取組みます。

代表取締役 社長 総田 さよ志

社訓
社会に感謝し
喜びを提供して
世の中に誇れる
企業を目指します

<< 業務概要 >>

調整池・浄水場等浚渫作業をはじめ、道路側溝・管渠清掃・下水道施設・処理場の沈砂回収清掃作業などの事業を展開し、その他、様々な防水工事と各処理施設の防食塗装補修工事を施工しております。また、廃棄物関連では飲食店、ホテル等の厨房から発生するグリストラップ汚泥の清掃、更には梅廃液、梅種等の多種多様な産業廃棄物の収集運搬業務を営んでおります。



<< 地球温暖化防止へのアプローチ >>

弊社は、平成23年にエコアクション21の認定を受け事業用自動車及び営業車の燃料削減をはじめ、電力水道水等の様々な消費削減に全力で取組実績を積み重ねてあります。



<< 地域社会との絆 >>

地域周辺清掃・町内美化運動をはじめ、平成26年には業務中に急病人等を見かけた場合に救急活動にあたり、心臓発作を起こした人を助ける可能性を高めたいと収集車三台に『AED』を設置するにあたり消防署職員指導のもと従業員、地元自治会の皆さんと普通救急救命講習を受講しAEDの操作方法を学びました。

6-⑤ 会員情報

会員数（平成26年11月14日現在）

	正会員数
紀北支部	34
和歌山支部	73
海南・有田支部	32
御坊・田辺支部	50
紀南支部	17
合計	206

	賛助会員数
合計	12



6-⑥ 協会への入会のおすすめ

～会員企業の健全な発展を目的に協会組織を充実・活性化・強化を図る～

当協会は、産業廃棄物の適正処理及び3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進を図ることにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

また、産業廃棄物関係業界が互いに連携を保ち、適正な処理を行うことにより、住民との信頼関係の構築に努めています。こうした考え方方に立って当協会は、産業廃棄物の適正処理等を通じて「安心して住める、和歌山県づくり」に貢献できるよう努めています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、そのためには、組織をさらに強固なものとしていくことが肝要であります。

協会会員の増強・充実につきましては、従来から努力しているところでありますが、未だ十分とはいえないのが現状であります。このため、できるだけ多くの方々に入会していただき、法改正等への結果、協会組織の強化、活性化を図ることが必要と考えております。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者の方には正会員として、また、排出事業者の方々も会員・賛助会員として、入会をお勧めいただきますよう、お願ひいたします。

◎入会金 正会員 50,000円

◎会費 正会員 年額 84,000円 (収集運搬業)

年額 120,000円 (処分業)

※ただし、収集運搬業、処分業兼業者は処分業年額、また、産業廃棄物処理業の許可を持たない正会員は、収集運搬業年額を適用します。

賛助会員 年額 30,000円

◎入会方法 入会申込書を提出していただくことになっております。

下記協会事務局へご連絡いただければ、入会申込書をお送りいたします。

◇◆◇一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会◇◆◇

〒640-8150

和歌山県和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル3階

TEL: 073-435-5600

FAX: 073-424-5553

URL: <http://wakayama.sanpai.com>

E-mail: wasanpai@sanpai.com

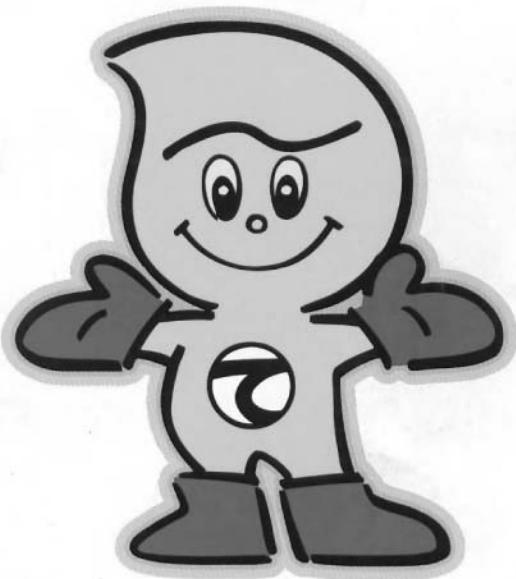
6-⑦ 全産連和歌山県地区政治連盟へ加入のお願い

☆和歌山県地区政治連盟は、会員の社会的地位の確保と経済的基盤の向上を図ることを目的に平成21年8月に当協会理事会の承認を得て、和歌山県選挙管理委員会に提出し、設立されました。下記の事項を確認のうえ、事業目的にご賛同いただき、未加入の全会員各位に加入をお願するものであります。

☆我々協会は全国47都道府県に唯一組織された団体ではありますが、官庁評価は補完的位置づけとされているのが現状であります。法律の求める適正処理を順守するためには、適正な処理費を享受し、適正な利潤が確保されなければ業界全体の将来はないと考えます。

今年の10月14日にはついに自由民主党に「産業・資源循環議員連盟」が設立されました。産業・資源循環議員連盟は産業廃棄物処理業における制度や振興策等の現実を図ることを目的とし設立されました。産業・資源循環議員連盟が設立された今こそ、全国産業廃棄物連合会会員が一丸となって業界の将来を見据えなければならないのではないでしょか。まだまだ多くの方にご理解を求め、力を貸していただく活動を強力に展開しなければならない岐路に立っている今、その活動の拠点となる和歌山県地区政治連盟にご加入よろしくお願ひいたします。

てき丸くんからのお願い！



6-⑧ 「ヒヤリ・ハット」体験事例の募集について

廃棄物処理業(産業廃棄物処理業を含む)が業種別労働者死傷災害発生率においてトップクラスであることを示す調査があります。被災者にとって勿論不幸なことですが、事業所にとっても労働損失日数が多いこと等、大きなマイナスとなってしまいます。このため労働災害を少しでも減らすための対策を図ることが企業にとって重要であります。例えば労働災害防止対策として以下の対策を考えられます。

[労働災害防止対策]

1 共通事項

- (1) 安全衛生管理体制の確立
- (2) 危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント）の実施
- (3) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底
- (4) 転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底
- (5) 雇入れ時や作業内容変更時等における安全衛生教育の徹底
- (6) 安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- (7) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底
- (8) 「過重労働による健康障害防止のための総合対策」に基づく措置の徹底及び長時間労働者への医師による面接指導制度の確立及び徹底

2 廃棄物処理業（一般・産業廃棄物処理業及び再生資源卸売業）

- (1) 「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生管理規程」を活用した収集運搬作業、中間処理作業、最終処分作業に係る労働災害防止対策の徹底
- (2) 処理施設内における爆発、火災等の防止対策の徹底
- (3) 機械式ごみ収集車等の点検整備の励行及びごみ収集作業における安全な作業方法の徹底
- (4) 車両系建設機械及び車両系荷役運搬機械による災害防止対策の徹底
- (5) 廃棄物処理作業における保護めがね、保護帽、手袋及び呼吸用保護具等の保護具の使用の徹底
- (6) 廃棄物処理作業等における石綿ばく露防止対策の徹底
- (7) 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類のばく露防止対策の徹底
- (8) 廃P C Bの無害化処理作業におけるP C Bばく露防止対策の徹底
- (9) 夏季の熱中症予防対策の徹底

こういった労働安全衛生対策を職場内で話し合い、また、職場の特性にあった対策を立て従業員全体でその内容を理解した上で取り組む必要があります。

職場内での作業中や自動車の運転中に「ヒヤリ」としたり「ハッ」としたことがあるはずです。

その体験と職場内での取り組み等について次ページの「ヒヤリ・ハット」体験事例として、協会にお寄せください。頂いた「ヒヤリ・ハット」体験事例については、会報の8月号に掲載致します。また、会員相互がこの体験情報を共有し、対策を講じて頂き、事故を未然に防いで行きたいと考えています。

「ヒヤリ・ハット」体験事例

職場内での作業中のみならず、自動車の運転中に「ヒヤリ」としたり「ハッ」としたことではありませんか？

その体験を協会にお寄せください。会報に掲載して会員が相互にこの体験情報を共有し、対策を講じて事故を未然に防いでいきたいと考えています。体験内容等については、具体的にご記入ください。

※ 「分類」及び「事故の型」については、該当する箇所を○で囲んでください。

1 分 類 (1)収集運搬(収集運搬車両運転中を含む) (2)中間処理 (3)最終処分

2 事故の型 (1)はさまれ (2)巻き込まれ (3)墜落 (4)転落 (5)転倒 (6)爆発 (7)火災 (8)衝突
(9)その他()

会 社 名							
担 当 者 名							
住 所	〒						
連 絡 先	TEL	—	—				
	FAX	—	—				
い つ	平成 年 月 日	(時 分頃)					
ど こ で (発生場所)							
何をしているとき(発生時作業内容)							
何がどうした・どうなった (要因と結果)							
改善すべき事項(個人的・社内的)							
改善した結果(効果)							

7

一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の平成26年度主要事業・行事

年	月	日	主催・事業・行事	場所	内 容
26	1	9	和産廃:支部研修会	Big-U	御坊・田辺支部研修会
26	1	10	和産廃:支部研修会	東牟婁振興局	紀南支部研修会
26	1	14	和産廃:支部研修会	橋本保健所	紀北支部研修会
26	1	15	和産廃:支部研修会	プラザホーフ	和歌山支部、有田・海南支部研修会
26	1	17	全産連:理事会	明治記念館	全国産業廃棄物連合会 第17回理事会
26	1	17	全産連	明治記念館	新年賀詞交歓会
26	1	17	全産連:政治連盟	明治記念館	全国産業廃棄物連合会政治連盟 第32回役員会
26	1	17	近畿ブロック:青年部	協会会議室	平成25年度 第6回役員会
26	1	24	全産連:近畿地域協議会	和歌山県	全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会
26	1	29	和産廃:政治連盟	協会会議室	平成25年 和歌山県地区政治連盟 第1回理事会
26	1	31	全産連:責任者会議	東京都	平成25年度 第2回全国正会員事務局責任者会議
26	2	12	和歌山市:審議会	和歌山市	和歌山市廃棄物減量等推進審議会
26	2	13	和産廃:県外視察研修 (~2/14)	熊本県	石坂グループ・九州産廃
26	2	13	近畿ブロック:青年部	大阪市	近畿ブロック研修会
26	2	18	和産廃:常任理事会	協会会議室	平成25年度 第4回常任理事会
26	2	18	和産廃:理事会	協会会議室	平成25年度 第4回理事会
26	2	21	全産連:会議	金沢市	第16回全国正会員会長・理事長会議
26	2	25	和産廃:政治連盟	協会会議室	第5回和歌山県地区政治連盟通常総会
26	2	25	日産振センター:講習会 (~2/26)	プラザホーフ	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規:収運課程)
26	2	27	日産振センター:講習会	プラザホーフ	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(更新:収運課程)
26	2	28	全産連:青年部	名古屋市	第4回全国青年部会長会議
26	3	3	全産連:安全衛生委員会	東京都	平成25年度 第1回安全衛生委員会
26	3	5	和産廃:安全衛生研修会	プラザホーフ	災害事例研修会(紀北)
26	3	11	全産連:理事会	明治記念館	全国産業廃棄物連合会 第18回理事会
26	3	12	国土交通省近畿地方整備局	大阪市	近畿建設リサイクル講演会
26	3	14	国土交通省近畿地方整備局	大阪市	近畿建設リサイクル意見交換会
26	3	14	近畿ブロック:青年部	協会会議室	平成25年度 第7回役員会
26	3	18	全産連:青年部	東京都	平成25年度 第8回青年部協議会幹事会
26	3	20	和産廃:安全衛生研修会	Big-U	災害事例研修会(紀南)
26	4	4	全産連:研修会	東京都	全国産業廃棄物連合会 第21回正会員事業研修会
26	4	8	全産連:近畿地域協議会	大阪市	第4回再生碎石利用促進検討会議
26	4	10	全産連:研修(~4/11)	横浜市	全国産業廃棄物連合会講師研修会
26	4	11	全産連:会議	東京都	全国産業廃棄物連合会表彰選考委員会
26	4	16	全産連:青年部	東京都	平成26年度 第1回青年部協議会幹事会
26	4	23	全産連:会議	東京都	災害廃棄物担当者連絡会議
26	4	25	近畿ブロック:青年部	京都府	平成26年度 青年部会近畿ブロック第1回幹事会
26	5	2	和産廃:青年部役員会	協会会議室	平成26年度 第1回役員会
26	5	8	和産廃:常任理事会	協会会議室	平成26年度 第1回常任理事会
26	5	8	和産廃:理事会	協会会議室	平成26年度 第1回理事会
26	5	16	和産廃:ゴルフコンペ	朝日ゴルフ	第17回親睦ゴルフコンペ(チャリティーコンペ)
26	5	19	全産連:青年部	東京都	平成26年度 第2回青年部協議会幹事会
26	5	20	全産連:理事会	東京都	全国産業廃棄物連合会 第19回理事会
26	5	20	全産連:政治連盟	明治記念館	全国産業廃棄物連合会政治連盟 第34回役員会
26	5	28	和歌山県:説明会	県民文化会館	和歌山県災害廃棄物処理説明会
26	6	10	和産廃:総会	ダイワロイネットホテル和歌山	第2回通常総会
26	6	10	和産廃:青年部	ダイワロイネットホテル和歌山	第15回青年部会総会
26	6	13	全産連:総会	明治記念館	第4回定時総会

26	6	17	全産連:近畿地域協議会	大阪市	第5回再生碎石利用促進検討会議
26	6	17	全産連:青年部	東京都	平成26年度 第3回青年部協議会幹事会
26	6	19	和産廃:巡回パトロール	和歌山市	不法投棄防止巡回パトロール(和歌山市内)
26	6	25	和産廃:海上パトロール	紀北・中紀地域沿岸	平成26年度 第1回不法投棄防止海上パトロール
26	6	29	和産廃: クリーンアップキャンペーン	和歌山市 田辺市	第17回クリーンアップキャンペーン 和歌山市浜の宮ビーチと田辺市天神崎海岸の清掃奉仕活動
26	6	30	和産廃:青年部役員会	協会会議室	平成26年度 第2回役員会
26	7	2	和産廃:会議	協会会議室	安全衛生推進会議
26	7	4	全産連:近畿地域協議会	京都市	全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会
26	7	8	全産連:理事会	東京都	全国産業廃棄物連合会 第20回理事会
26	7	8	全産連:政治連盟	明治記念館	全国産業廃棄物連合会政治連盟 第35回役員会
26	7	10	近畿ブロック:青年部	和歌山市	平成26年度青年部会近畿ブロック総会
26	7	10	近畿ブロック:青年部	和歌山市	平成26年度青年部会近畿ブロック 第2回幹事会
26	7	13	和産廃:青年部研修会 (~7/14)	熊本県	青年部会県外視察研修会
26	7	15	和産廃:研修会	プラザホープ	産業廃棄物処理実務者研修会
26	7	25	全産連:青年部	東京都	青年部協議会 第15回通常総会
26	8	1	全産連:責任者会議	東京都	平成26年度第1回 全国正会員事務局責任者会議
26	8	5	全産連:近畿地域協議会	大阪市	第6回再生碎石利用促進検討会議
26	8	8	和産廃:理事会	協会会議室	平成26年度 第2回理事会
26	8	19	和産廃:会議	協会会議室	行政懇話会
26	8	24	近畿ブロック:青年部	滋賀県	平成26年度青年部会近畿ブロックCSR2 環境教育事業in琵琶湖
26	8	28	日産振センター:講習会 (~8/29)	プラザホープ	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規:収運課程)
26	8	28	和産廃:青年部役員会	協会会議室	平成26年度 第3回役員会
26	9	4	和産廃:巡回パトロール	高野町周辺	不法投棄防止巡回パトロール(高野町周辺)
26	9	8	近畿ブロック:青年部	大阪府	平成26年度青年部会近畿ブロック 第3回幹事会
26	9	11	全産連:安全衛生委員会	東京都	平成26年度 第1回安全衛生委員会
26	9	18	全産連:青年部	東京都	平成26年度 第4回青年部協議会幹事会
26	9	18	日産振センター:講習会	プラザホープ	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(更新:収運課程)
26	9	19	日産振センター:講習会	プラザホープ	特別管理産業廃棄物管理責任者講習会
26	9	25	全産連:近畿地域協議会	大阪市	第7回再生碎石利用促進検討会議
26	9	25	和産廃:巡回パトロール	田辺市周辺	不法投棄防止巡回パトロール(田辺市周辺)
26	10	8	全産連:近畿地域協議会	神戸市	全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会
26	10	10	和産廃:研修会	プラザホープ	安全衛生活動事業(リスクアセスメント推進研修会)
26	10	14	全産連:政治連盟	東京都	産業・資源循環議員連盟発足総会
26	10	14	全産連:青年部	東京都	平成26年度 第5回青年部協議会幹事会
26	10	15	全産連:理事会	東京都	全国産業廃棄物連合会 第21回理事会
26	10	15	全産連:政治連盟	明治記念館	全国産業廃棄物連合会政治連盟 第36回役員会
26	10	15	和産廃:海上パトロール	紀北・中紀地域沿岸	平成26年度 第2回不法投棄防止海上パトロール
26	10	23	和産廃:青年部役員会	協会会議室	平成26年度 第4回役員会
26	10	24	和産廃:ゴルフコンペ	朝日ゴルフ	第18回親睦ゴルフコンペ(チャリティーコンペ)
26	10	28	和産廃:和清連	ホテルグランヴィア和歌山	「仁坂吉伸氏を囲む夕べ」(和歌山県政を語る会)
26	11	7	全産連:全国大会	盛岡市	第13回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」
26	11	12	全産連:近畿地域協議会	大阪市	第8回再生碎石利用促進検討会議
26	11	14	和産廃:常任理事会	協会会議室	平成26年度 第3回常任理事会
26	11	14	和産廃:理事会	会議室	平成26年度 第3回理事会
26	11	18	和産廃:研修会	プラザホープ	災害廃棄物処理研修会
26	11	19	和産廃:安全パトロール	和歌山支部	安全衛生活動事業(相互安全衛生パトロール)
26	11	20	中災防:会議	東京都	サービス業等7団体との情報交換会
26	11	21	全産連:青年部全国大会	名古屋市	第9回全国大会中部大会in名古屋
26	11	28	近畿ブロックスポーツ交流会	関西ゴルフ倶楽部	平成26年度青年部会近畿ブロックスポーツ交流会ゴルフコンペ
26	12	2	和産廃:安全パトロール	御坊・田辺支部	安全衛生活動事業(相互安全衛生パトロール)

2 編集後記

会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。

旧年中は、協会運営に多大のご協力、ご支援を頂き誠にありがとうございました。

昨年を振り返りますと、8月の和歌山市長選挙、11月の和歌山県知事選挙に続き、前回の政権交代の時と同じ年末の12月には、衆議院の解散と総選挙があり、自公政権が引き続き政権運営をするための絶対的な安定多数を獲得し、今後の日本の舵取りに期待するところです。

さて、アベノミクスによる経済効果については、株価の上昇や雇用状況の改善がありましたが、消費税の8%増税の影響もあり、和歌山県などの地方経済は、まだまだこれからという段階です。一方、8月15日からの豪雨による広島市の土砂災害では74人の死者・行方不明者がでました。また、7月から10月にかけて台風や梅雨前線の影響で、大雨による災害が相次ぎました。さらに、9月27日に発生した御嶽山の噴火では、死者・行方不明者が60人以上となりました。特別警報が出されるような災害の発生も日常的なもののように感じられます。今後、発生が予想される大地震による津波災害を始め、常に危険と隣り合わせの状況であり、当協会としても体制の強化が必要です。

今年は、和歌山県では、「紀の国わかやま国体・わかやま大会」が9月26日から開催されます。また、高野山は弘法大師空海の手で密教の道場が開かれてから1200年目を迎え、4月2日から5月21日までの50日間、大法会が執り行われます。これらの大規模な行事を通じて、県の飛躍の年となって欲しいものです。

最後になりましたが会員の皆様のご繁栄とご健勝を祈念申し上げるとともに、今後とも協会の運営にご協力、ご支援をお願い申し上げます。

わかやまさんぱい VOL. 33

平成27年1月

発行人 武田全弘
企画・編集 井本滋之
発行所 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会
〒640-8150
和歌山市十三番丁30番地
酒直ビル3階
TEL 073-435-5600
FAX 073-424-5553
URL <http://wakayama.sanpai.com>
E-mail wasanpai@sanpai.com
印 刷 和歌山県海南市築地6-24
有限会社 かさい
TEL 073-482-1647